

調布市社会福祉協議会の基本方針

調布市社会福祉協議会は、一昨年、令和3年度に法人化50周年という節目の年を迎えましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、記念式典は昨年度の開催となりました。半世紀に及ぶ長い間、多くの市民、関係団体の皆様のご協力をいただきながら「いつまでも住み続けたいと思うまちづくりをめざして」の基本理念のもと、常に時代の変化に対応した各種福祉サービスの提供をはじめ地域での見守り、支えあい、つながりづくりなどに関する事業を積極的に展開してまいりました。

しかしながら、コロナ禍、見えてきた生活困窮やひきこもりといった市民生活における新たな問題への取組のほか、地域活動を行う市民、団体の方々に対する継続支援、立上げ等への対応、さらには、多様な市民、団体との連携強化をどのように図り課題解決に結びつけていけるかなどが大きなテーマとなっています。

本年度も調布社協は、地域福祉を推進する要として、国や東京都の動向を注視するとともに第6次調布市地域福祉活動計画の策定を進め、調布市福祉計画と連動し高齢者、障がい者、子ども・若者、市民活動等多岐にわたる分野において市民の皆様安心して利用していただけるような事業の実施に努めてまいります。また、コロナの影響により開催が危ぶまれるイベントや事業についても、引き続き創意工夫を凝らしながら可能な限り実施していくという方針を堅持します。

一方、調布市において、令和7年度を目途に総合福祉センターの移転計画が進行中です。地域福祉推進を目的とする調布社協としては、これまで以上の福祉サービスが提供できるよう調布市とともに機能の充実に向けた検討を継続してまいります。

本年度も様々な立場の市民や地域の多様な主体がそれぞれの専門分野や世代を越えて地域づくりに参加・協働し、共に支え、支えられながら生きがいと尊厳を持って暮らすことができる「地域共生社会」の実現に向けて、調布市社会福祉協議会は不断の努力を続けてまいります。

第1部 法人の運営と地域福祉活動の推進

I 事業方針

第1 現状と課題

新型コロナウイルスの感染対策とそれに伴う社会経済状況の低迷は想像以上に長期にわたり、地域福祉の推進においても大きな影響を受けてきましたが、感染症への対応は新たなステージに入り、これまでの制限が大幅に緩和される見込みの中で私たち調布社協の活動もいよいよ活発化できるとの期待が膨らみます。一方で、感染症そのものは消滅するものでもなく、福祉の現場では引き続き感染を広げないよう様々な配慮が必要となります。

また、この間も世界では大きな悲しみを伴う出来事が多く発生しており、それは決して対岸の火事ではなく私たちの平穏な生活にも大きな不安の影を落としています。特に、折からくる物価の急上昇は市民生活を圧迫しており、新たな生活困窮を招くリスクを孕んでいます。

このような困難な状況下にあっても、私たち調布社協は地域福祉の推進のため常にアクションを起こす必要があります。令和5年度は、次年度からスタートする第6次地域福祉活動計画策定の年であり、地域の課題を住民一人ひとりが自分ごとと捉え、解決に向けて力を合わせて取り組むことができるような地域づくりを目指して、計画の完成を目指す重要な1年となります。

第2 基本方針

第6次地域福祉活動計画をより地域に根差した計画としていくために、8つの福祉圏域ごとにそれぞれの地域性を重視した計画づくりを職員一丸となって進めていきます。

また、年々複合化、複雑化する福祉ニーズに対応していくために、包括的に相談を受け止め、誰もが孤立しない社会とのつながりづくりや交流できる場づくりを行う重層的支援体制整備事業をスタートさせます。調布社協だけでなく、行政や専門機関、住民が自然と協働できる共生社会づくりを進めていきます。

そして、令和7年度には新しい総合福祉センターが京王多摩川に建設予定となっています。調布社協が持つノウハウを生かし柔軟な発想で積極的な提案を行うことで、新センターが地域共生社会の新しいシンボルとなるように働きかけをしていきます。

第3 重点項目

1 調布社協の魅力を発信

法人化して半世紀を超える歴史をもつ調布社協では、「いつまでも住みつづけたいと思うまちづくりを目指して」を理念に掲げ多様な事業を展開していますが、その一つひとつの目的や必要性について知られていないことがまだまだたくさんあります。

主要な広報手段である機関紙「ふくしの窓」やホームページの活用だけではなく、例えば協力金（社協会費）や寄付の募集における使途や事業紹介、福祉まつり等のイベントを通じた啓発のための取組等あらゆる広報活動を通じて、事業の発展やそのための財源の確保につながっていくといった好循環が生まれるよう、調布社協や調布の福祉の魅力を発信していきます。

2 重層的支援体制整備事業の本格実施

地域共生社会の実現に向けて、「包括的相談支援」「社会とのつながりを持たせる参加支援」「地域づくりに向けた支援」を行う、重層的支援体制整備事業を今年度より実施いたします。生活困窮やひきこもり、ヤングケアラー、社会的孤立等の支援に結びつかない人たちに対して、地域福祉コーディネーターと10月から2名増員し8圏域に配置となる地域支え合い推進員による相談体制の強化と、地域のネットワークを活かし、住民同士がつながり、支え合う地域づくりを進めていきます。また、生活困窮者自立相談支援事業（ライフサポート）や調布市子ども・若者総合支援事業「ここあ」、障害者地域活動支援センター「ドルチェ」等の組織内連携から多様な社会参加を推進し、重層的支援体制整備事業を促進していきます。

3 第6次調布市地域福祉活動計画の策定

令和6年度から11年度までの6年間を計画推進期間とする第6次調布市地域福祉活動計画を、「調布市地域福祉計画」と連動し、福祉圏域8圏域と全域で取り組みます。小地域交流事業と合わせて職員全体で計画策定に取り組むことで、事業を通じての地域住民相互による支え合いの仕組みづくりや課題解決に向けて、8圏域の特徴を生かしながら計画の策定を進めていきます。

4 災害に対応できる体制づくり

地震や風水害といった自然災害は、東日本大震災以降も毎年のように各地で発生しています。また近年では、新型コロナウイルスの流行により、感染症対策も含めた対応が必要となるなど、災害対策への備えは、その必要性を年々増しています。

調布市における発災時の社協の役割を適切に果たすため、改めて調布市との発災時の具体的な連携について再確認するとともに、調布社協が実施する地域住民の在宅生活を支えるうえで欠かすことのできない福祉サービスを継続的に提供できる体制を構築できるよう、事業継続計画（BCP）を見直します。

5 人事考課と人材育成

令和4年度中の実施を予定していた人事考課制度は、試行期間を1年延長することで職員の制度への理解を深めつつ、より丁寧に制度設計を行うことで、令和5年度当初から本格的にスタートさせることとなりました。

制度の目的は、調布社協の理念の達成を目指して設定した行動原則の下、職員一人ひとりが目標に向かっていきいきと働ける体制を作ることです。福祉専門職として、社協職員として、「いつまでも住みつづけたいと思うまちづくりを目指して」各々が力を発揮できるよう、制度をとおして人材育成を進めます。

II 事業計画

第1 法人運営

調布市社会福祉協議会を運営する組織体制、財政基盤、関係機関との連携等事務局運営体制についての計画です。

1 組織運営

番号	事業名	財源			
		自主 会	補助 市	委託	事業 ○
1	組織運営				○

法人の予算、決算、事業計画、事業報告、定款・規程等の制定のため、また、法人内の監査やチェックを行うため、役員等の会議を開催します。

また、事務局内での職員の意思疎通と連携のために、各階層会議と課内、係内会議等、そして、安全衛生面、危機管理体制を充実する会議・相談を開催します。

事業やサービスと職員への評価を実施して、適正な法人運営に努めます。

目標と方針

- 評議員会…法人運営に係る重要事項の議決機関として、予算、決算、事業計画、事業報告の議決を行い、業務又は財産の状況等に関する審議を行うために評議員会を開催します。多様な市民意見が法人運営に反映されるよう、情報交換及び審議を行います。
- 評議員選任・解任委員会…監事1人、事務局員1人、外部委員2人により評議員の選任・解任を行います。
- 理事会…法人業務の決定、予算、決算、事業計画、事業報告の議決を行うために開催します。適切な事業運営に見合う組織基盤の確立と経営の効率化等重点課題や法人の方向性について検討します。
- 三役会…理事会・評議員会開催へ向けての調整と、法人課題について必要に応じ三役会を開催します。
- 監査会…理事の業務執行、法人内の財産の状況及び事業実施状況を監査するために監査会を開催します。
- 第三者委員会…社協に寄せられた苦情・要望等の報告を基に、その内容や対応について助言をいただくために第三者委員の会議を開催します。
- 表彰審査委員会…社協の発展及び市内の社会福祉の向上に功労のあった方を顕彰するための審査をします。
- 社協経営会議…会長・常務理事と事務局管理職で、法人全体の課題共有を図り、解決の方向性を定めるため、月1回開催します。社会福祉法人としての経営改善について協議を進めます。
- 社協管理職会議…事務局長以下管理職で、法人全体の課題解決及び人事、財政に関する進行管理のため、月1回開催します。
- 社協運営会議…係長以上の職員で、事業の情報共有と連携及び共通課題を検討するため

月1回開催します。

- 課内会議・係内会議…課内正職員の意思疎通と連携のため、課内会議を月1回開催します。また、運営会議の情報の周知及び係内の事業の情報共有と連携のために係内会議を月1回開催します。
- 危機管理委員会…運営会議の中に危機管理委員会を設置し、事故報告、ヒヤリ・ハット報告を行い、法人として提供しているすべての福祉サービスについて、事故の未然防止と不適切なサービスの是正、サービスの安全と質の向上を図ります。
- 衛生委員会…労働安全衛生法に基づき、定期的に衛生委員会を開催し、新型コロナウイルスの感染防止対策をはじめとした職員の安全及び衛生の確保を推進します。また、平成28年度から義務化されたストレスチェックを引き続き実施し、職員のメンタルヘルスの向上に役立てます。
- ハラスメント苦情処理委員会…ハラスメントに関する苦情及び相談がなされた場合に対応します。
- 虐待防止委員会…経営会議の中に虐待防止委員会を設置し、利用者の安全と人権保護の観点から、適正な支援を実施し、利用者の自立と社会参加のための支援を妨げることをないように、委員会を開催し虐待の防止に努めます。
- 個人情報保護・情報公開審査会…個人情報保護・情報公開について、必要に応じて審査会を開催します。
- 税理士による経理の月例チェック…毎月、及び決算監査前に顧問税理士による各拠点区分の月次報告、伝票のチェックを受け、適正な経理処理が行われているか確認します。
- 社会保険労務士の指導…契約している社会保険労務士に人事管理、労務管理等の指導を受けます。必要に応じて直接の指導、メール等での相談を行います。
- 事務事業評価・サービス評価…施設運営については東京都の基準に基づきサービス評価・経営評価を行います。
- 人事考課…令和3年度、令和4年度に試行的に実施した新しい人事考課制度を、令和5年度より本格導入をしていきます。**【重点項目】**
- 職員の育成…研修計画に基づき、東社協等の外部研修への参加や職層別の研修、事業部門ごとの専門職研修を実施するとともに、新たな人事考課制度の下、職員のキャリア形成や資質向上につながる研修制度の検討を進めます。**【重点項目】**
- 法人紹介動画（You Tube）や採用試験前の事前見学会等、人材の確保に向けて職場の魅力を伝える機会の提供に努めます。
- 健康相談…職員の健康障害を防止するために健康相談を実施します。また、健康診断の結果をもとに、保健師による健康指導、健康に関する相談、健康体操を月2回行います。

実施内容等

	会 議	開催日数
1	評議員会	3回（6月・12月・3月）
2	評議員選任・解任委員会	随時
3	理事会	4回（6月・9月・12月・3月）
4	三役会	4回（6月・9月・12月・3月）

5	監査会	4回（5月に決算監査・9月に第2四半期監査・11月に上半期監査・2月に第4四半期監査）
6	第三者委員会	2回（半期に1回開催）
7	表彰審査委員会	1回（8月に開催）
8	社協経営会議	12回（毎月開催）
9	社協管理職会議	12回（毎月開催）
10	社協運営会議	12回（毎月開催）
11	課内・係内会議	12回（毎月開催）
12	危機管理委員会	12回（運営会議の中に位置付け毎月開催）
13	衛生委員会	6回（隔月開催）
14	ハラスメント苦情処理委員会	必要に応じて開催
15	虐待防止委員会	4回（経営会議の中に位置付け、3か月に1回開催）
16	個人情報保護・情報公開審査会	必要に応じて開催
17	税理士による経理の月例チェック	13回（毎月と決算監査前に開催）
18	社会保険労務士の指導	適宜開催
19	事務事業評価・サービス評価	適宜実施
20	人事考課	規程に基づき、期初・期末の面談を実施し考課を行う。
21	職員資質の向上	研修計画に基づき実施
22	人材の確保	動画作成や見学会の実施等、職場紹介の機会の検討
23	健康相談	毎月2回開催

2 部会・委員会

番号	事業名	財源			
		自主	補助	委託	事業
2	部会・委員会				

市民の声を社協の事業に反映するため、定款や運営規程等に基づき以下の部会・委員会を開催します。

目標と方針

- 総務部会…ちょビット協力金や寄付金、募金箱や自動販売機等、自主財源の拡充のための取組を検討するとともに、寄付文化の醸成に努めます。
- 広報部会…ホームページや機関紙「ふくしの窓」、YouTubeに加え、新たにSNSを活用した広報活動等、よりわかりやすい情報発信ができるよう、検討します。
- 調布市希望の家運営委員会…理事会の諮問機関として、施設の管理運営、事業計画等について検討します。また、運営の公平性、透明性の維持に協力します。
- 希望の家深大寺運営委員会…理事会の諮問機関として、施設の管理運営、事業計画等について検討します。また、運営の公平性、透明性の維持に協力します。
- 市民活動支援センター運営委員会…市民主体の開かれた運営を基本とし、運営委員会を定期的に開催し、中長期運営方針に沿ったセンター運営に進めます。
- 調布市こころの健康支援センター運営委員会…事業の円滑な運営、実施について協議す

るとともに、サービスの質の向上と運営の透明性のために運営委員会を定期的に開催します。

- 第6次調布市地域福祉活動計画策定委員会…8つの福祉圏域ごとのテーマを集約し、調布市地域福祉計画（行政計画）と連携を図りながら、市内全域の計画を策定していきます。
- 共同募金調布地区配分推薦委員会…住民の地域福祉ニーズに応じて、地域における配分を調整し、東京都共同募金会の配分委員会に対して、地域の福祉ニーズを反映させるよう働きかけます。
- あんしん未来支援事業審査会…あんしん未来支援事業を適正、かつ円滑に実施するため、会長の諮問に応じ、調査・審議を行います。また、事業の実施に関する重要事項について協議をしていきます。
- 調布市福祉人材育成センター運営委員会…事業の適切な運営、実施について協議します。
- 調布市子ども・若者総合支援事業運営委員会…事業の円滑な運営、実施について協議するとともに、新たな課題を検討します。

実施内容等

会 議	開催回数
(1) 総務部会	3回
(2) 広報部会	6回
(3) 調布市希望の家運営委員会	3回
(4) 希望の家深大寺運営委員会	3回
(5) 市民活動支援センター運営委員会	11回
(6) 調布市こころの健康支援センター運営委員会	3回
(7) 第6次調布市地域福祉活動計画策定委員会	4回
(8) 共同募金調布地区配分推薦委員会	3回
(9) あんしん未来支援事業審査会	6回
(10) 調布市福祉人材育成センター運営委員会	4回
(11) 調布市子ども・若者総合支援事業運営委員会	4回

3 財政基盤

(1) 会員の拡大

ご協力いただいたちよビット協力金がどのように活用されているかを活動写真や事業協力者の声等を用い、より多くの市民の方に会員の趣旨についてご理解いただけるよう努めます。

インターネットでの協力金募集をより強化するため、各種広報物への2次元コードの掲載やSNSとの連動等、広報活動や普及活動に取り組みます。

また、自治会が組織化されていない地域並びに市内の福祉施設や企業に対して、団体賛助会員への加入要請に力を入れるとともに、イベント等の機会を通じて会員拡大を図

ります。

(2) 自主財源の確保

① 収益事業

公共施設のほか、民間企業や他団体、市民等にも広く協力を依頼し、清涼飲料水自動販売機の設置と売上の増収を図ります。自動販売機に当協議会のポスターを貼るなど、市民の福祉への関心が深まるよう努めます。

また、地域貢献の一環として、引き続き災害救援ベンダーの設置を推進します。

② 広告料収入

「ふくしの窓」での広告料収入の拡大を図るため、ホームページでの広報強化に努めていきます。また、新たにホームページのバナー広告の導入を検討します。

③ 実習生受け入れ収入

大学等の実習生派遣機関との連携を図りながら、多様な実習プログラムを提供することで、将来の福祉人材養成に貢献していきます。また、実習生自らが実習スケジュールを計画的に編成し、学びや質を重視した場となるよう努めます。

④ 募金箱の設置

市内、171か所に設置している募金箱「しあわせ・福祉・はこぶ箱」の管理や協力店（事業所）のさらなる拡充に努めます。また、募金箱の設置をきっかけとし、地域福祉の理解促進につなげるため、「ふくしの窓」や「社協のしおり」を配架していただく働きかけを行っていきます。

⑤ 寄付金の受付

地域福祉推進の基盤整備のために、個人、法人の皆様からの寄付金を幅広く受け付けます。また、寄付先として調布社協を選択してもらえよう募集のあり方を模索します。

⑥ 障害者総合支援法に基づく訪問系介護サービス、指定相談事業所の運営

同行援護事業・サービス利用計画作成による収入を確保します。

(3) 赤い羽根共同募金運動

共同募金調布地区協会の事務局として、社会福祉法に定める共同募金を推進し、次の取組を行います。

- オンライン募金システムをさらに周知し、普及活動の強化に取り組みます。
- 市内福祉団体やスポーツチーム等の協力を得て、街頭募金に取り組みます。

(4) 歳末たすけあい運動

共同募金の一環としての歳末たすけあい運動を推進するため、次の取組を行います。

- インターネットを活用したキャッシュレス募金をより広めるため、PR方法を検討します。
- 運動の趣旨を理解していただき、より多くの市民や団体の協力が得られるようにチラシ、パンフレット等、運動周知の工夫に努めます。

(5) 補助金

社協の特性にあった社会福祉施策を継続的に行うことができるよう、補助金の確保をしていくために調布市と綿密な協議を続けていきます。

(6) 委託料

調布市や東京都社会福祉協議会が進める社会福祉施策を受託し、責任を持って事業を進めていけるよう、法人としての信頼性と専門性の維持、向上に努めていきます。

4 啓発・普及・宣伝事業

(1) 啓発事業

① 福祉大会

番号	事業名	財源			
		自主 寄基	補助	委託	事業
3	福祉大会				

第35回調布市福祉大会を開催し、地域福祉増進のために長年ボランティア活動や福祉活動を行っている市民や事業協力者、福祉事業に対する高額寄付者を顕彰します。

日時：令和5年10月4日 午後

会場：文化会館たづくり くすのきホール

② 調布市福祉まつり

番号	事業名	財源			
		自主	補助	委託	事業
4	第46回調布市福祉まつり				○

福祉のまちづくりの一環として、福祉に関する理解を深めること、福祉活動への参加・交流を図り、参加団体の日常活動のPRを行うこと及び福祉活動資金を確保することを目的に、2日間にわたり実施します。

第46回調布市福祉まつりは、12月2日（土）・3日（日）に開催します。

目標と方針

- 世代を問わず誰もが気軽に参加でき、福祉への理解、関心がより促進される内容となるよう、幅広い層の参加と協力を得ながら取り組みます。
- 新しい出会いや、これまで福祉に触れる機会の少なかった人も興味をもてるよう企画し、福祉広報に努めます。
- 社会状況を鑑みながら、参加者や来場者の安全を第一に考えての開催を目指してい

きます。

- 参加団体の福祉活動資金の確保については、配分基準や配分先等、参加団体の意見を聞き慎重に検討をしていきます。
- 令和4年度の想いを引き継げるような動画を作成し、新たな形での広報活動を進めていきます。
- 開催日当日に限らず、準備段階から開催後まで参加団体及び市民の交流の輪が広がる内容となるよう工夫します。

実施内容等

- 高齢者、障がい者等の当事者団体が作製した自主製品の展示販売を行う。
- 福祉施設、市民団体等がバザー、模擬店を行う。
- 参加団体が発表、福祉体験、相談活動等を行う。
- 動画を活用した新たな広報活動、福祉啓発活動を実施する。

(2) 普及事業

① 会員募集運動

7月を会員募集強化月間として、自治会や民生児童委員協議会、市内の福祉施設や事業所、法人等に向けて協力を依頼します。また更に多くの方に社協の役割や活動、会員の趣旨を理解していただくために、わかりやすいチラシの作成やインターネットを活用した広報強化、普及に努めます。

② 赤い羽根共同募金運動

10月1日から10月31日までを主たる募金運動期間とし、自治会等への協力依頼を継続するとともに、FC東京をはじめ、市内諸団体と協働し街頭募金運動を展開するなど、募金方法の多様化と寄付文化の醸成を目指します。また、インターネットを活用した募金システムの更なる普及に努めます。

③ 歳末たすけあい運動

12月1日から12月31日まで募金運動を実施します。募金が地域福祉活動事業に幅広く活用されていることを、自治会の役員のみでなく、自治会が組織化されていない地域の方々並びに市内の福祉施設や企業にも理解してもらえよう、広報や普及方法を工夫します。

(3) 宣伝事業

番号	事業名	財源			
		自主 共基	補助 市	委託	事業 ○
5	広報活動				○

市民の皆さんが知りたい情報と伝えたい情報が行き交うように広報活動を充実させます。

① 機関紙「ふくしの窓」の発行

<形式、内容>

- タブロイド版。奇数月10日に発行します。

- 年6回8面構成、フルカラー印刷で発行します。
- 福祉・市民活動に関する幅広い情報をわかりやすく提供するため、広報部会で広く意見を集め、紙面づくりに生かします。
- イベント・講習会等の情報や市内福祉情報をわかりやすく整理し、社協以外からの情報も提供します。
- より多くの方に福祉情報を周知するため、市内全戸へのポスティング配布を実施します。配布については、福祉への理解と障がい者・高齢者の雇用創出を目的として、調布市福祉作業所等連絡会及び公益社団法人調布市シルバー人材センターに依頼します。

<モニター制度>

- モニターを募集し、紙面へのご意見や感想を収集します。

<広告収入>

- 広告収入確保及び社協PRを兼ねて、地域で活躍する企業や商店等に広告掲載の協力を呼びかけます。

② 社協ホームページの運営

- 各係・担当者での情報更新等を積極的に行い、新型コロナウイルス感染症への対応やイベント及び各種事業等、鮮度の高い情報をホームページに掲載していきます。

③ SNSの活用

- YouTubeチャンネルで地域活動や社協事業等、福祉情報の発信充実を図ります。
- 法人として、Twitter等新たなSNSの活用も検討します。

④ 社協のしおり発行

- 調布社協の活動内容をわかりやすく紹介する「社協のしおり」を発行します。

⑤ 地域マスメディアの活用

- 毎月1回、調布エフエム放送の「調布市ほっとインフォメーション」に出演し、調布社協の事業紹介等、PRを行います。
- 毎月1回、調布市民放送局広報紙「調布市民放送局ニュース」へ、調布社協の事業紹介等、PRの掲載を行います。
- ケーブルテレビ、タウン情報誌等を活用し、市民に情報提供を行います。

⑥ ウィンドウ美術館

- 調布市総合福祉センター1階南側窓を、福祉の啓発や宣伝の場として活用します。
- 社協事業利用者の作品を展示し、日頃の活動発表の機会とします。
- 社協事業や市民活動のポスターを掲示し、地域で行われている多様な活動と交流にスポットをあてることで、社協が市民とともに推進する見守りと交流のまちづくりを広報します。

- 市内社会福祉法人等の求人情報を掲示し、福祉の人材確保に努めます。

5 関係機関との連携

(1) 役職員の他機関参画

調布市及び関係機関からの要請に基づき、委員及び役員等として参画します。

(2) 民生児童委員との連携

会長協議会及び全員協議会、地区協議会、部会へ参加し、活動の協働を図るとともに、社協への理解を深めていただくために事業等の説明会を行い、併せて、事業推進への協力を呼びかけていきます。

(3) 自治会との連携

会員募集運動・共同募金運動・歳末たすけあい運動・小地域交流事業・ひだまりサロンへの協力等、地域住民の交流や助けあい活動に連携を深めます。

(4) 調布市自治会連合協議会との連携

調布市自治会連合協議会との懇談会を必要に応じ開催するとともに協議会にオブザーバーとして職員が参加します。

(5) 北多摩南部ブロックへの参加

幹事社協として、ブロックを構成する三鷹市、府中市、小金井市及び狛江市の各社協と連携、協力し、研修会の企画実施や連絡会の開催等を積極的にすすめていきます。

(6) 調布市福祉作業所等連絡会

連絡会の継続を支援するとともに、「希望の家」「ドルチェ」「ぴっころ」が施設として参加します。

(7) 地域包括支援センター連絡会

調布市高齢者支援室が所管する地域包括支援センター連絡会に参加して、福祉健康部及び地域包括支援センターと情報の共有をします。

(8) 権利擁護連絡会

調布市高齢者支援室が所管する権利擁護連絡会に2か月に一度参加して、調布市の権利擁護の関係機関と連携を図ります。

(9) 調布市障害者地域自立支援協議会

調布市障害福祉課が所管する調布市地域自立支援協議会の3か所のワーキンググループの1か所の運営を担い、市内の障がい者福祉の相談及び支援機関・障がい者団体等を中心

にネットワークを結んでいきます。

(10) 調布地域精神保健福祉ネットワーク連絡会

調布市障害福祉課が所管する調布地域精神保健福祉ネットワーク連絡会の事務局を担い、医療と福祉が連携し、悩みを共有し、課題解決の方向性を一緒に考えていきます。調布地域精神保健福祉ネットワーク連絡会は「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム（にも包括）」における協議の場としても位置付けられており、構成団体のみなさまとともに、誰もが安心して暮らせる地域づくりを進めます。

(11) 社会福祉法人の地域公益活動の推進

社会福祉法人の責務である「地域における公益的な取組」のうち、調布市内の地域課題に対して地域の社会福祉法人の連携による取組が求められている中、「調布市社会福祉法人地域公益活動連絡会」の事務局を担い、調布市内の社会福祉法人の連絡・調整役並びに地域とのつながりづくりの推進役として役割を果たしていきます。

具体的な取組としては、調布市が実施する「フードドライブ」（家庭で余っている食べ物を持ち寄り、地域の福祉団体や施設に寄付する活動・年3回予定）に参加協力するとともに、市民への活動周知のための紹介冊子作製に向けて取り組みます。

また、市民の身近な相談窓口として取り組む「なんでも相談窓口」の参加法人を増やし、地域福祉コーディネーター（CSW）とも連携しながら市民の困りごとを身近な地域で受け止め、課題の解決につなげられるような活動を目指します。

6 計画の推進・策定【重点項目】

- 住民による地域福祉活動の指針となる第5次調布市地域福祉活動計画に基づき、8つの福祉圏域の特性を生かした活動の推進を図ります。
- 令和6年度からの第6次調布市地域福祉活動計画実施に向けて福祉圏域ごとの計画策定を目指し、8つの圏域別策定会議と全域の策定委員会を立ち上げます。
- 策定委員会及び策定会議の意見をまとめ、第6次調布市地域福祉活動計画を冊子化します。
- 調布市が策定した調布市地域福祉計画と連携し、地域共生社会の実現に向けて、住民及び支援機関等との協働により地域づくりの基盤整備に取り組み、地域福祉の向上に努めます。

7 苦情対応

(1) 苦情対応

寄せられた苦情・要望に対しては、苦情解決実施要綱に基づき適切に迅速に対応します。また、サービス利用者や市民の皆さんからのサービス改善に向けての意見も真摯に受け止

め、利用する側の視点をサービス向上に役立てます。

(2) 第三者委員

定期的開催する第三者委員会議の中で、いただいた苦情・要望や事故事例を報告し、客観的な視点から意見をいただくことで、サービスの透明性の確保や質の向上に生かしていきます。

また、これまでの個々の事例を検証・分析することでリスクマネジメントの強化につなげるほか、利用者がこの制度を活用しやすくなるための仕組みづくりや周知の方法について検討していきます。

8 個人情報保護

個人情報保護に関する方針及び個人情報取扱業務概要説明書を作成し利用者へ説明及び配付する等、適切に対応します。

9 危機管理体制

法人としての危機管理体制の整備に取り組み、より安全な運営、不適切なサービスの是正等、サービスの質の向上に努力します。様々な声を聞き逃すことなく業務改善につなげられるように、必要な事例を「要望・苦情・意見・希望等受付書」または「事故報告」にまとめ、月1回の危機管理委員会に報告するほか、第三者委員会議に報告し助言を受けます。

また、日常的な気付きを「ヒヤリ・ハット」事例として共有し、事業実施に活かします。引き続き、新型コロナウイルスについては法人全体で感染予防を徹底していきます。

10 災害対策

番号	事業名	財源			
		自主 基	補助	委託	事業
6	災害対策【重点項目】				

(1) 災害時における事業継続計画（BCP）の推進

地震等の自然災害や感染症等の災害に備え、事務局の体制整備及び事業継続の方向性について適宜点検していきます。特に、災害時においても住民生活に欠かせない事業が継続できるよう、BCPを見直し調布社協の体制づくりを進めていきます。

(2) 防災訓練の実施と備蓄品等の充実

大規模災害に備えた職員の訓練を総合的に実施します。また、災害備蓄品のチェックを行うとともに、備蓄品の充実を図ります。

(3) 災害ボランティアセンターの準備

災害ボランティアセンターの設置の経験と教訓を生かし、地震のみならず風水害も想定した大規模災害時の支援の在り方を検討、準備します。

調布市地域防災計画に基づく災害ボランティアセンターの設置について、調布市と協議を進め、運営マニュアルを整備するとともに、被災地支援や災害ボランティアセンター運営等に協力していただける災害ボランティアの発掘・育成に向けて、各種災害ボランティア講座を開催していきます。また、調布市総合防災訓練にも積極的に参加します。

第2 地域福祉

地域住民が主体となって、福祉関係者やボランティア、NPO等が参加して行う福祉活動並びに福祉に関する調査、普及、宣伝、連絡調整及び助成を行う事業の計画です。

1 住民主体の相談活動

番号	事業名	財源			
		自主 歳基	補助	委託	基金
1	電話相談				

市民の様々な悩みや不安を聴き、相談員が問題解決に向けてともに考え、内容に応じた情報提供をします。

目標と方針

- 相談者の話を丁寧に聴き、気持ちへの寄り添いを大切にするよう努めます。
- 相談員の相談援助技術のスキルアップを図るために研修を行います。
- 今後の電話相談の在り方について、検討・見直しを行います。

実施内容等

会場	実施日時	相談員
総合福祉センター電話相談室	月～金曜日 13:00～16:00	・1日1人体制 ・8人で交代

番号	事業名	財源			
		自主 歳基	補助	委託	事業
2	ふれあい福祉相談				

地域の身近な居場所として、何気ない会話の中から得た住民の困りごとや悩みに寄り添い、情報提供を行います。

目標と方針

- 新型コロナウイルスの影響により休止していた対面での相談を、2拠点で昨年度より再開しました。しかし利用者の定着が難しく、今後も事業の実施方法や内容等についての検討を継続していきます。

実施内容等

会場	実施日時	相談員	令和4年度実施有無
富士見地域福祉センター内 市民活動支援センター富士見コーナ ー	水曜日 10:00~15:00	1日1人体制 8人で交代	休止
染地地域福祉センター内 市民活動支援センター染地コーナ ー			休止
菊野台地域福祉センター内 市民活動支援センター菊野台コーナ ー			令和4年6月より再開
緑ヶ丘地域福祉センター内 市民活動支援センター緑ヶ丘コーナ ー			休止
西部地域福祉センター内 市民活動支援センター西部コーナ ー	月曜日 10:00~15:00 (第4月曜日除 く)		令和4年6月より再開

2 住民主体の交流活動

番号	事業名	財源			
		自主 会基	補助 市	委託	事業
3	ひだまりサロン事業				

誰もが住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けられるように、地域の「居場所づくり」と閉じこもりや孤立を予防することを目的とした、住民の主体的かつ積極的な仲間づくりや活動づくりの支援と推進を図ります。

目標と方針

- 各圏域ごとの地域支え合い推進員、地域福祉コーディネーター（コミュニティソーシャルワーカー）、ボランティアコーディネーター等が連携し、サロンごとに活動についての相談に応じ、充実した活動が実施できるように努めます。
- 応援スタッフと共にサロン立ち上げや活動の継続支援を行います。各サロンから応援スタッフ会議に参加していただくことで、サロンスタッフの声を反映した事業運営に努めます。
- 地域住民や関係機関へひだまりサロンの活動情報を周知するため、活動紹介冊子、ホームページ等の活用を進め広報活動を強化します。
- 応援スタッフや、ひだまりサロンの初期から活動していた方々へインタビューを行い、動画にまとめることで、様々な方へ活動内容が広報できるように努めます。
- サロン間での情報共有や地域の中で交流が生まれるような企画を実施します。
- 各サロンがコロナ禍でも、引き続きつながりや新たな交流が図れるような方法を、サロンスタッフと一緒に考えます。

実施内容等

- 活動への支援
ひだまりサロンを実施する団体に、運営に関する相談、活動情報の提供、会場確保の相談、交流会の実施、活動費等の助成を行います。

番号	事業名	財源			
		自主	補助	委託	事業
4	高齢者会食サービス【重点項目】		市		○

見守り三事業の一つとして、ひとり暮らし高齢者にボランティアの手作りによる昼食を提供し会食することにより、見守り及び健康増進と孤独感の緩和を図ります。

目標と方針

- 新型コロナウイルスの影響により3年間に渡り会食サービスは休止していますが、利用者とボランティアの安全を第一に実施可能な地域から再開を目指していきます。また、併せて実施内容の見直しも検討しながら、高齢者の見守りを継続いたします。

実施内容等

参考（会食サービスにおける活動内容）

- 事業対象者
ひとり暮らし、日中独居又は高齢世帯のいずれかに該当する70歳以上の高齢者で、民生児童委員が必要と認めた者（登録制）
- 利用料
1回400円
- 市内10か所の地域福祉センターで、月2回ボランティアによる手作りの昼食を調理し、高齢者と会食します。
- 諸事情により会食の開催が難しい場合は、電話による安否確認を実施します。

実施日	地域福祉センター	実施回数	利用者定員数	ボランティア数
火曜日	深大寺、菊野台	各月2回	各15人	各20人程度
水曜日	下石原、富士見、染地			
木曜日	西部、調布ヶ丘、緑ヶ丘			
金曜日	入間、金子			

※祝日と年末年始、5週目は休み

番号	事業名	財源			
		自主	補助	委託	事業
5	高齢者会食ミニデイサービス【休止】		市		

高齢者会食が始まる前の時間に、ミニデイサービスとして健康体操・歌・レクリエーションダンス等を行うことによって、地域高齢者の健康の維持増進、身体機能の低下予防を行い

ます。

目標と方針

- 新型コロナウイルスの影響により3年間に渡り事業を休止しており、高齢者会食と連動して検討を進めてきましたが、安全な運営体制の確保等、事業再開の見込みが立たないため当面の間休止します。

実施内容等

参考（令和元年度までの活動内容）

- 事業対象者
高齢者会食利用者及び地域の高齢者
- 利用料は無料
- 実施体制
高齢者会食に付随する補助事業で、運営方法はボランティアが中心となる拠点と、派遣講師が中心となる拠点の2形態となっています。

ボランティア運営拠点⇒入間・緑ヶ丘 2か所

講師運営拠点⇒金子・調布ヶ丘・西部・菊野台・深大寺 5か所

地域福祉センター	実施日	実施回数	内容
菊野台	火曜日	月2回	調整中
深大寺	木曜日	月1回	体操
調布ヶ丘	木曜日	月2回	体操
西部	木曜日	月2回	体操
金子	金曜日	月2回	体操
入間	金曜日	月1回	歌、小地域交流事業参加
緑ヶ丘	金曜日	月3回	体操、歌、小地域交流事業参加

※祝日と年末年始は休み

番号	事業名	財源			
		自主	補助	委託	事業
6	小地域交流事業	会基他			○

地域の中で一人ひとりがお互いに支えあい、助けあって健康で安心した生活が送れるような「集いの場」、「出会いの場」づくりと、各地域の特徴を生かした通年の世代間交流活動をめざします。

目標と方針

- 各地域の状況把握に努め、情報交換、共有を図り、地域の人たちの想いを大切に魅力ある世代間交流の方法を検討、実施します。
- 地域住民だれもが参加できる活動を目指します。
- 広く、多くの方に実行委員会への参加を募ります。
- オンライン配信等含めた地域福祉活動のPRを行います。
- 新型コロナウイルスの状況を鑑みながら、実行委員とともに各地域でできることを考え、

新しい形での実施を目指します。

- 各圏域の第6次調布市地域福祉活動計画と併せて実施内容を検討していきます。

実施内容等

- 実行委員会で内容、日程、回数を決定します。
- 実施形態は定期的に活動している地域、年1回のみの地域等様々です。

	地域（会場）名	事業名	実施予定月
1	深大寺小学校	深大寺ふれあいのつどい	新型コロナウイルスの状況を鑑み、各地域実行委員会により、実施の可否、日程及び内容を決定する予定
2	若葉小学校 入間地域福祉センター	3世代輪投げ大会 入間はつらつ地域まつり 若葉小新春お茶会 手芸工作教室	
3	富士見地域福祉センター	富士見ふれあいのつどい ふれあいのつどいパートⅡ	
4	調布市こころの健康支援センター	布田わくわく歌声ひろば 布田わくわくひろばまつり 布田小とのふれあい活動	
5	国領小学校	国領わいわいまつり	
6	西部地域福祉センター	西部ふれあいのつどい	
7	調布ヶ丘地域福祉センター	調布ヶ丘わくわく広場 わくわく広場パート2	
8	下石原地域福祉センター	下石原地区ふれあいのつどい	
9	緑ヶ丘地域福祉センター	緑ヶ丘・仙川ふれ愛のつどい ふれ愛のつどいパート2	
10	金子地域福祉センター	金子ふれあいまつり 金子ふれあいまつりパート2	
11	染地地域福祉センター	ボランティアまつり染地 ふれあいのつどいパート2	
12	菊野台地域福祉センター	菊野台地区地域のつどい	
13	深大寺地域福祉センター	ふれあいフェスタ北ノ台	

3 住民主体の訪問活動

番号	事業名	財源			
		自主	補助	委託	事業
7	電話訪問事業		市		

見守り3事業の一つとして、ひとり暮らし高齢者等に、電話訪問員（ボランティア）が電話を通じて話し相手となり、安否確認による事故の未然防止と孤独感の緩和を図ります。

目標と方針

- 新型コロナウイルス等の流行に左右されず、非対面で実施できる見守り事業として、安心かつ安定して事業を継続できるよう工夫しながら取り組みます。
- 長期化しているコロナ禍で孤立している高齢者をサービスにつなげられるよう、民生児童委員や関係機関との連携強化を図り、事業を周知するなど、広報活動にも力を入れていきます。
- 悪質商法、熱中症、インフルエンザ、新型コロナウイルス等の予防については、利用または訪問員へ適宜情報提供を行い、事故の未然防止を図ります。
- 安定した事業継続をするため、新たな訪問員の人材確保に努めます。
- 防火・防災の啓発をするとともに関係機関とも連携をとり、希望者に対しては消防署が行う防火・防災診断訪問につなげ、安全と安心の提供及び事故の未然防止を図ります。
- 研修を通じて訪問員として必要な知識や技能を高めます。

実施内容等

- 事業対象者
 - ①概ね70歳以上のひとり暮らし高齢者
 - ②民生児童委員が必要と認めた者（例えば日中ひとり暮らし、高齢者のみ世帯等、見守りが必要と判断される方）
 - ③社会福祉協議会会長が特に必要と認めた者
- 実施日程・回数等
電話訪問員が月曜から金曜日の午前中に週1回、総合福祉センターから電話をかけます。
- 利用料：無料

番号	事業名	財源			
		自主	補助	委託	事業
8	友愛訪問事業		市		

地域社会との交流を必要とする高齢者に、友愛訪問員（ボランティア）が訪問し、話し相手をします。安否確認や事故の未然防止と孤独感の緩和を図ります。

目標と方針

- 利用については、状況に応じて関係機関との連携を図り決定します。
- 研修を通じて訪問員として必要な知識や技能を高めます。
- コロナ禍でも安心して訪問できるよう工夫します。
- 安定した事業継続をするため、新たな訪問員の人材確保に努めます。

実施内容等

- 事業対象者
65歳以上の高齢者で次のいずれかに該当し、心身の状況がボランティアで対応できる範囲の方
 - ① ひとり暮らし

② 家庭内において日中ひとり暮らし等話し相手を要する方

- 実施日程・回数等：週1回（隔週または月1回も可能）
- 利用料：無料
- 利用者の誕生日の前後には、事業担当者が訪問し、利用者の状況把握の機会とします。

4 企業との協働活動

番号	事業名	財源			
		自主 歳基	補助	委託	事業
9	見守りあんしん訪問事業				

見守り3事業の一つとして、ひとり暮らし高齢者等に乳酸菌飲料（ヤクルト）を訪問員（ヤクルトレディ）が直接手渡す方法により、安否確認による事故の未然防止と孤独感の緩和を図ります。

目標と方針

- 民生児童委員、関係機関等へ事業内容の周知や、ふくしの窓、市報、調布市ほっとインフォメーション（調布FM）等の活用を通じて広報を強化します。
- 民生児童委員や関係機関と連携して安否確認を行います。
- ヤクルトの各配送センターを訪問し、訪問員（ヤクルトレディ）との情報交換を行うことで本事業の充実に努めます。

実施内容等

- 事業対象者
 - ①概ね70歳以上のひとり暮らし高齢者。ただし、社会福祉協議会で行っている会食・給食サービスを利用している方を除きます。
 - ②民生児童委員が必要と認めた者（例えば日中ひとり暮らし、高齢者のみ世帯等、見守りが必要と判断される方）
 - ③社会福祉協議会会長が特に必要と認めた者
- 実施日程・回数等

訪問員（ヤクルトレディ）が週2回（月曜日と木曜日）訪問し、乳酸菌飲料（ヤクルト）を直接手渡す方法により利用者の安否を確認し、一声かけることで交流を深めます。
- 利用料：無料
- 安否の確認方法

乳酸菌飲料（ヤクルト）を直接手渡しできなかった場合、社会福祉協議会事務局より、利用者本人や関係機関または緊急連絡先と連絡をとり安否の確認をします。

番号	事業名	財源			
		自主	補助	委託	事業
10	高齢者訪問理美容サービス		市		

調布市にある理容生活衛生同業組合及び美容生活衛生同業組合（以下「組合」という）と

協働し、要介護3以上の在宅高齢者の自宅に理容師又は美容師が訪問のうえ、調髪を行い、生活の質の向上を図ります。

目標と方針

- ふくしの窓や市報への情報掲載、また関係機関への申請書付きチラシの配布等、制度の周知に努めます。
- サービスの質を高めるために、組合員研修及び利用者満足度アンケートを行い、アンケート結果は組合員とも共有します。
- 組合員研修への参加者が増えるよう、研修の実施方法等を検討します。
- 利用者がサービスを利用しやすいよう、わかりやすい資料提供に努めます。

実施内容等

- 事業対象者
市内に住所を有する、65歳以上で要介護3以上の在宅の方
- 実施日数・回数等
申請者には年4回(10月以降の申請は2回)利用できる理美容券を交付します。調髪は、利用者と理容師または美容師との間で日程調整のうえ、自宅を訪問して行います。
- 費用
利用者負担は1回当たり2,000円です。
従事した組合には、1回当たり2,500円を手数料として補助します。

5 人材育成

番号	事業名	財源			
		自主	補助	委託	事業
11	手話講習会事業		市		○

手話の普及と手話通訳者養成のために、クラスごとの講習、講演会及び学習発表会を行います。

目標と方針

- 手話の普及から手話通訳者の養成まで、各クラスの連続性を持たせた事業運営体制及び内容の検討を行います。
- 入門・基礎クラスは、聴覚障がい者講師をメインとした授業を行います。また、養成クラスにおいても聴覚障がい者講師を配置します。
- 講師等の指導スキルの向上を図るため、研修を実施します。
- 講師体制やカリキュラム等、今後の手話講習会について調布市聴覚障害者協会・調布市登録手話通訳者の会・調布市障害福祉課とともに検討し、よりよい手話講習会の運営に努めます。
- 聴覚障がい者との手話を通じた交流の機会を設けることで、受講者の理解・技術の向上を図ります。

- 口形を生かした手話指導を行うことから、消毒や換気の徹底並びにフェイスシールドの配付を行い、受講者の安全確保に努めます。また、令和4年度に引き続き講義時間を2時間とし、実施回数と定員を削減して実施します。
- 新型コロナウイルスにより中止していたイベント等については、感染状況に鑑み再開を検討します。

実施内容等

課 程		実施日	実施回数	定員	受講料	内容
入門クラス	昼間	火曜日	全 18 回	25 人程度	年間 4,000 円	①聴覚障がい者に関する理解 ②障がい者福祉論 ③手話の理論と実技
	夜間	金曜日				
基礎クラス	昼間	火曜日	全 23 回	20 人程度		
	夜間	金曜日				
養成基本クラス	夜間	金曜日	全 27 回	15 人程度		通訳者になるための技術習得
養成応用クラス	昼間	火曜日	全 27 回	10 人程度		

番号	事業名	財源			
		自主	補助	委託	事業
12	研修の場の提供				

福祉人材育成を担う機関として、行政、企業、学校及び社会福祉従事者等の要請に広く応えていきます。

目標と方針

- 福祉の専門的な知識、技術、倫理を身につけること、社会福祉士等の資格取得や、学校企業等の人材育成について各機関と調整しながら、積極的に協力します。

実施内容等

- 福祉・医療専門職の資格取得のために必須となる実習や、教員免許取得に必須となる介護等体験の場を提供します。
- 社会福祉士国家資格取得のための実習受け入れ施設が不足していることを踏まえ、そのニーズに応えるため、社会福祉援助技術現場実習を受け入れます。
- 民生児童委員をはじめとした社会福祉従事者の知識等の習得のため、研修の機会を提供します。
- 小学生及び中学生の総合学習として、福祉に関する講座や体験の機会を提供します。
- 中学生・高校生のための職場体験の場を提供します。
- 企業の従業者研修としての福祉・介護体験の場を提供します。

6 団体支援等

番号	事業名	財源			
		自主	補助	委託	事業
13	調布市地域福祉活動支援事業			市	

地域の支えあいにより、誰もが住み慣れた地域で生活を送ることのできるあたたかい社会を実現するために、新しく活動を立ち上げようとしている団体を支援します。

目標と方針

- 地域福祉の視点に立ってこれから活動をスタートさせる団体の基盤づくり、またはすでに活動を行っている団体の新たなチャレンジを助成金等で支援します。

実施内容等

- 1 団体年間 50 万円（最大 3 年間）を上限に助成金を交付します。また、広報支援、活動の相談、団体間の交流促進も行います。
- 4 月にプレゼンテーションによる選考を行い、年度末に活動報告・交流会を行います。活動報告・交流会では一年間の活動発表のほか、過去の助成団体をゲストスピーカーとして招き、助成終了後の活動継続、発展について提案します。
- 広く市民に知ってもらうため、社協ホームページへの掲載、チラシの配架、総合福祉センター1階のウィンドウ美術館へのポスター掲示をします。

番号	事業名	財源			
		自主	補助	委託	事業
14	福祉有償運送に係る補助事業	歳			

福祉有償運送を行う特定非営利活動法人（以下「NPO」という）に対して、補助金を交付することにより（要件あり）、公共の交通機関の利用が困難な高齢者及び障がい者が、低額の利用料で外出が可能となるように支援します。

目標と方針

- NPO が安定して事業を実施できるよう、財政的支援を行います。
- 利用率増加のために、事業の広報活動について支援します。
- 新型コロナウイルス等の感染防止に向け、情報収集を行い、有効な対策を講じ事業を行えるよう支援します。

実施内容等

- 補助対象経費は、福祉有償運送に使用する福祉車両等に係る経費です。

番号	事業名	財源			
		自主	補助	委託	事業
15	調布市老人クラブ活動支援事業 (さるすべりシニア調布)			市	

老人クラブの地域に根ざした自主的な住民活動として、より一層の活発化を図り、調布市老人クラブ連合会の円滑な運営を進めるための事務局機能を担います。また、単位老人クラブの運営、新規老人クラブ立ちあげの支援を強化します。

目標と方針

- 各単位老人クラブに対して事務処理や経理事務等の支援をします。
- 地域の既存団体（調布市民生児童委員協議会、調布市自治会連合協議会等）と連携し、地域活動の参加推進を図ります。
- 各行事等、会員が自主的運営ができるよう支援します。
- 新規クラブ立ちあげや会員増強活動の支援をします。
- ホームページ、チラシ、様々なイベントへの参加等を通じ、より多くの方に認知していただき、会員増強を図ります。
- 会員の高齢化やその他の様々な要素により、これまでと同様の方法では事業の実施が困難になることもあるため、工夫をして事業を実施できるようにします。
- 連合会の会員を人材資源と捉え、会員内外へのボランティア活動事業を立ち上げることを目標とします。
- 世代交代促進のため、若手高齢者向けの事業を創設する支援をします。

実施内容等

	項目	回数	内容
会 議	総会	1回	連合会の予算決算等重要案件を決するため開催
	理事会	12回	組織運営及び事業の企画立案
	役員会	12回	理事会で取り上げる議案について調整等を行う
	会長会議	2回	市内単位老人クラブの連絡調整及び伝達事項等を行う
	総務部会	6回	総務部に関連する案件の調整を行う
	健康部会・文化部会	3回	健康部・文化部の事業調整等を行う
	女性部常任委員会	5回	女性部の事業を円滑に行う
	女性部ブロック会議	5回	女性部の事業を各ブロックで円滑に行う
	女性部全体会	1回	女性部の総会
	各事業専門委員会	随時	各事業の運営を円滑に行う
広 報	会報「不老又新」の発行	2回	会員への情報提供及び関係機関や市民への啓発事業として発行
	市老連ホームページの運営	随時	これからの世代に対して情報提供を行う
	チラシ配布	随時	老人クラブへ入会を促すチラシを作成し、自治会に配布
研 修	友愛実践活動研修会	3回	友愛活動を担っている会員の資質向上
	みんなの健康教室	4回	会員が健康であるための知識、情報等を提供
	管外指導者研修会	1回	単位老人クラブの正副会長や役員等の研修

	新任会長役員研修会	1回	新任の各クラブ役員へ市老連の組織等を説明する
	会計相談会	1回	会計について不安のあるクラブに対して個別に対応する
交流	日帰り研修旅行、一泊旅行、ペタンク大会、輪投げ大会、グラウンドゴルフ練習・大会、囲碁教室・大会、将棋大会、俳句大会、芸能大会、カラオケふれあいのつどい、健康吹き矢教室、歴史教室、英語に親しむ会、ボッチャ教室、女性部おたのしみフェスタ		
行事	会員作品展、他区市町村老連との交流会、新春のつどい、調布よさこい、福祉まつり、地域交流事業への協力、小学校等との世代間交流		
他	第4ブロック事業参加	随時	東老連多摩地区第4ブロック内の会議・事業への参加
	東老連等への参加	随時	東老連・全老連の会議・事業への参加

番号	事業名	財源			
		自主 基	補助 市総	委託	事業
16	福祉団体助成事業				

福祉団体等の運営や事業に対し助成を行います。

目標と方針

- 資金助成を通じて、団体の活動を支援します。

実施内容等

No	令和5年度助成団体(予定)	助成内容
1	調布市原爆被害者の会	会運営費・平和大会参加助成
2	調布市遺族厚生会	会運営費・平和祈年祭
3	共同募金調布地区協力会	会運営費

番号	事業名	財源			
		自主	補助	委託	事業
17	調布市障害者(児)団体連合会への支援				

調布市身体障害者福祉協会、NPO法人調布心身障害児・者親の会、調布市聴覚障害者協会、調布市視覚障害者福祉協会及び調布市精神障害者家族会かささぎ会が、障がいの種別を超えて連携し、市民及び関係機関への理解を深めることができるよう、調布市障害者(児)団体連合会の事務局として円滑な事業運営に努めます。

目標と方針

- 当事者同士の情報交換や連携、交流の機会をもち、各団体の連携を深め、障がい理解の促進や協力を行います。

実施内容等

- 総会及び評議員会を開催します。
- 各団体の障がい理解につながるような交流会を実施します。
- 障がい理解等をテーマに合同会議を開催し、行政や関係機関等と情報を共有します。ま

た、調布市が実施する講演会への協力等、協働を図ります。

番号	事業名	財源			
		自主	補助	委託	事業
18	機材の貸出				

市民活動、地域活動の支援としてイベント用の機材貸出を行います。

目標と方針

- 住民主体活動の充実を側面から支援するため、貸出備品を整備していきます。

実施内容等

- プロジェクター、スクリーン、CDラジカセ、拡声器、ワイヤレスアンプセット、延長コード、ポッチャボール一式、輪投げセット、折りたたみ椅子、テント大、テント小、テントウェイト、ブルーシート、冷水用ジャー、ビンゴゲーム抽選機、パネルセット、譜面台、ポップコーン機、移動式赤ちゃんの駅（授乳用テント・おむつ台）等を無料で貸出します。

番号	事業名	財源			
		自主	補助	委託	事業
19	後援事業				

福祉施設、福祉団体が主催する催し物や企業等が主に社会福祉を目的として行う催し物に対して後援します。

番号	事業名	財源			
		自主	補助	委託	事業
20	健康支援金の支給		市		

原子爆弾被爆者健康手帳を所持している方に、健康支援金を支給します。

目標と方針

- 市内在住のすべての原爆被害者を支援できるよう関係機関と連携していきます。

実施内容等

- 市内在住の被爆者健康手帳を所持している方に年1回健康支援金1万円を支給します。

番号	事業名	財源			
		通所介護事業より委託費として支出			
21	調布市いきいきクラブ調理運営協議会事務局				

通所介護事業「アイビー」の昼食提供をするボランティア組織「調布市いきいきクラブ調理運営協議会」の事務局機能を担います。

目標と方針

- ボランティアによる昼食提供が安定的に実施されるよう、20ブロック（ボランティア班の呼称）の代表者（ブロック長）会議を通じて、情報共有と連携を図り、欠員やボランティアの欠席がある場合の協力依頼も行っていきます。
- 欠員ブロックへの応援のため重複して活動される方が過度な負担とならないように配慮していきます。
- 活動時やブロック長会議、研修会を通して通所介護事業「アイビー」の利用者の状況を伝え、利用者にとって美味しく食べやすい昼食となるように共に考えていきます。
- 集団給食施設として衛生管理を徹底しながら活動を行っていただけるよう支援していきます。また、職員による検食を実施し事故を未然に防ぐとともに、味付けや大きさ等、利用者の状況に即した食事が提供できるよう共有を図ります。
- ボランティアがやりがいを感じられるよう、利用者の声を届ける方法を検討します。また、各ブロックが提供した昼食を写真に残し共有を図るなど、各ブロックが影響しあい、より安定した昼食提供となるよう、モチベーションを維持できるように考えていきます。
- ボランティア募集と活動の周知を兼ねた新たなポスターやチラシを作成し、関係機関へ配布します。大学等、配布先を新規開拓して若年のボランティアが増えるような工夫も行っていきます。
- 調布社協内にも活動内容を周知し、幅広くボランティア募集を行っていきます。
- ボランティア同士交流が図れるような企画を検討します。
- 現状に即した協議会の運営方法や今後の方向性について話し合いを重ね、ボランティアがやりがいを持ち、負担を感じることなく活動を継続できるようにしていきます。

実施内容等

- ・調理活動 年224回
- ・総会 1回 役員会 12回 ブロック長会 12回、監査会 1回
- ・研修会 2回

7 地域福祉コーディネーター（コミュニティソーシャルワーカー）

番号	事業名	財源			
		自主	補助	委託	事業
22	地域福祉コーディネーター 【重点項目】 (コミュニティソーシャルワーカー)			市	

制度の狭間で苦しんでいる方や既存の公的な福祉サービスだけでは十分な対応ができない方等に対し、相談対応ならびに地域福祉を育むことにより、地域の生活課題の解決に向けた取組を行います。

目標と方針

- 社会の変化とともに変わり得る課題に対して、既存の概念にとらわれず、柔軟な発想でニーズの把握と対応できる体制づくりを目指します。
- 重層的支援体制整備事業のうち、「多機関協働事業」「アウトリーチ等を通じた継続的支

援事業」「参加支援事業」において、住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備します。また、「地域づくり事業」として交流・参加・学びの機会の増加を目指します。

- 「多機関協働事業」の実施および、調布市地域福祉計画の重点施策であるトータルケアシステム推進のため、相談支援包括化推進会議および圏域別専門職ネットワーク会議等を通して、関係者の連携の円滑化および多機関連携の支援体制の構築を目指します。
- 「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」実施において、個別に訪問したり、地域のイベントや会議等に参加したりすることで、個別支援ニーズや地域生活課題を把握するとともに、当事者に対して丁寧な働きかけ、関係性構築を目指します。
- 「参加支援事業」実施において、様々な課題を抱えている住民が孤立することなく地域で生活できるよう、支援機関や企業・商店、行政等と連携しながら、住民とともに既存の社会資源の拡充を図り、当事者と社会とのつながりづくりに向けた支援を行います。
- 「地域づくり事業」実施において、ルーテル学院大学が行う地域福祉ファシリテーター養成講座を受講した住民のネットワークを形成するとともに、住民の立場を生かしたファシリテーター活動のフォローアップに取り組みます。
- 第5次調布市地域福祉活動計画の推進を図り、次期活動計画の策定を行います。
- 空き家や空き店舗、社会福祉施設、自宅や店舗の一部スペースの活用等、行政や住民とともに新たな資源の掘り起こしを行い、地域の交流の場を創出します。
- ルーテル学院大学、近隣市（三鷹市、武蔵野市、小金井市）並びに各市社協とともに、「地域福祉ファシリテーター養成講座」を開催し、新たな支え合い活動を企画・実施する中核となる活動者を養成します。
- 調布市社会福祉法人地域公益活動連絡会と連携・協働し、社会福祉法人が取り組む地域公益活動の推進を図ります。
- 研修への参加や外部講師によるスーパービジョン（指導・助言等）を行い、職員の資質向上に努めます。

番号	事業名	財源
23	ちょうふ地域福祉フォーラム	地域福祉コーディネーター事業より支出

自分たちが生活する地域の課題を発見し、課題解決をするための実践を学ぶ機会とします。住民の地域福祉への関心を高めることを目的に開催します。

目標と方針

- 調布市地域福祉活動計画との連動を図ります。
- 地域の課題に応じたテーマを設定し、実施します。
- 住民が地域福祉をより身近に感じ、関心が高まるフォーラムを実施します。

第3 高齢者福祉

介護が必要な高齢者や、予防の必要な高齢者を対象にした調布市からの受託事業が中心の事業の計画です。

1 相談事業

番号	事業名	財源			
		自主	補助	委託	事業
1	福祉相談			市	

調布市総合福祉センターにおいて、対面又は電話による各種相談や問い合わせに応じ、傾聴、情報提供及び各関係機関への連絡・紹介を行います。

目標と方針

- 相談内容の趣旨をしっかりとつかみ、各関係機関とのスムーズな連携を図りながら、専門性のある相談活動に努めます。

実施内容等

種類	担当	実施日	場所
福祉に関する生活全般や制度の利用等の相談 その他各種問合せ	福祉相談員	月～金曜日 9:00～16:00	総合福祉センター

2 通所事業

番号	事業名	財源			
		自主	補助	委託	事業
2	通所介護・総合事業国基準通所型サービス(アイビー)			市	○

介護保険制度のサービスとして、要支援及び要介護状態になった利用者に対し、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活ができるように、通所介護事業及び国基準による通所型サービスを実施し、社会的孤立感の解消及び心身の機能維持、介護者の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。

目標と方針

- 通所介護等計画書兼機能訓練（運動機能向上）計画書を具体的でわかりやすい内容で作成し、利用者の在宅生活に活かせるようにしていきます。また、モニタリングの充実を図りサービスの質の向上に努めます。
- 専門療法士による各利用者の自主トレーニングメニューの作成に力を入れ、職員間で共有し利用者の満足度につなげます。
- 現行の活動の充実に加え、利用者の希望を伺いながら、新たな活動や企画を提供してい

きます。また、利用者同士の交流が図れるような活動の検討を行います。

- 月1回の実施が定着している消防訓練は利用者の関心が高められるよう内容の見直しに取り組みます。
- 魅力ある事業所運営に向けて、職員間の情報共有や意見交換が活性化するよう会議の開催方法等を工夫します。
- マニュアルの整備を行い、職員間で統一したサービスの提供に努め、利用者の安心感を得られるようにしていきます。
- 職員の支援技術のスキルアップ及びチームケア向上のため、計画的に研修を実施します。また、経験の長い職員のスキルを経験の浅い職員が学べるような実践を行います。
- 外部の有識者から助言を受けられるよう適任者の選定を行っていきます。
- 利用者満足度調査を実施し、利用者、家族の声を運営に取り入れていきます。
- 失語症家族会の企画等、家族支援も検討していきます。
- 居宅介護支援事業所、地域包括支援センター等の関係機関や家族、調布社協内の高次脳機能障害者支援促進事業等との連携を図り、利用者の望む生活の実現に向けて取り組みます。
- 新たなパンフレットの作成、ホームページの活用等、広報の強化を行います。サービスを必要としている方に情報が届くよう、医療機関へも事業の周知を広げ、発信していきます。
- 事業継続計画（BCP）を策定し、感染症や災害が発生しても必要なサービスを継続して提供できる体制を整えます。
- 介護保険事業所における感染症の予防及びまん延の防止等に関する取組みを徹底します。

実施内容等

事業	対象	実施日	定員	内容
通所介護	要介護1～5	月～金曜日	1日 35人	機能訓練（理学療法・作業療法・言語訓練）・趣味活動・制作・音楽・体操・レクリエーション
総合事業国基準 通所型サービス	要支援1、2 事業対象者	年間実施 日数243日		

研修項目

対象	実施日 (スタッフ会議時)	研修内容
現任及び新任の 職員	4月	・摂食嚥下機能に関する研修
	5月	・利用者の権利擁護に関する研修
	6月	・食中毒に関する研修
	7月	・法令順守に関する研修
	8月	・災害対応に関する研修
	9月	・高次脳機能障がいに関する研修
	10月	・苦情対応に関する研修
	11月	・虐待(身体拘束)に関する研修
	12月	・感染症に関する研修

	1月	・感染症予防に関する研修
	2月	・リスクマネジメントに関する研修
	3月	・認知症に関する研修
	随時	・その他の研修

※上記のほか、東京都、東京都福祉人材センター等が主催する研修への派遣を適宜実施予定

時期ごとの行事活動

時期	行事内容	時期	行事内容
3月～4月	さくら見学	11月	紅葉見学

※七夕やコンサート等、多様な行事を検討していきます。

番号	事業名	財源			
		自主	補助	委託	事業
3	総合事業市基準通所型サービス（よつば）			市	

介護予防・日常生活支援総合事業として、調布市独自の基準による通所型サービスを実施します。また利用者が要介護状態になることを予防するため、運動機能向上プログラム等により、身体機能の維持、改善を図ります。

目標と方針

- 体力測定結果を活かした体操の実施、看護師との面談等、身体機能を維持し、在宅で自立した生活を継続できるように活動内容を検討していきます。
- 創作活動は利用者の希望を伺いながら、機能維持も兼ねた手先を動かすことができる多様な活動を提供していきます。また、現行の講師による活動、リラクゼーション活動、外出活動は活動内容の充実を図っていきます。
- 利用者増加につながるよう、新たなパンフレットの作成、ウインドウへのポスター掲示、広報誌「ふくしの窓」への掲載、ホームページの活用、地域包括支援センターへの訪問等、広報活動を強化していきます。
- 地域包括支援センター、居宅介護支援事業所等の関係機関や家族と情報共有し、利用者が安心して生活続けられるよう連携を図っていきます。また、一人暮らしの利用者の生活に役立つような情報提供も行っていきます。

実施内容等

実施日	年間実施回数	定員	対象者	内容
月曜日	46回	15人	要支援認定を受けた方・基本チェックリストにより、事業対象者となった方のうち、市基準通所型サービスの利用が必要な方	介護予防に必要な「体操」「脳トレ」を中心に「趣味活動」「創作活動」等を実施します。
水曜日	49回	15人		
金曜日	47回	15人		

研修項目

通所介護・総合事業国基準通所型サービス（アイビー）と同じ内容で実施予定。

番号	事業名	財源			
		自主	補助	委託	事業
4	ふれあい給食			市	

市内在住の70歳以上のひとり暮らしの方、高齢者世帯や日中ひとり暮らしの方等で小学校に自力通所できる方を対象に、学校給食の児童との会食等による世代間の交流、趣味活動、体操等を通じ、孤独感の緩和、介護予防を図ります。

目標と方針

- 新型コロナウイルス感染予防対策をとり、利用者・協力員の安全に努めながら柔軟に実施します。
- 令和4年度は定期的に活動を実施できましたが、利用者の体力低下が実感され、また利用者の人数が減りました。利用者の体力向上に努めるとともに、広報誌「ふくしの窓」や市報への掲載、関係者・機関との連携等により、積極的に利用者募集を行います。
- 拠点となる小学校との連携により、安定した運営を行います。
- 小地域交流事業に参加する機会を設けます。
- 利用者が積極的にプログラムに参加できるよう工夫します。
- 利用者の自発的な活動を支援します。
- 利用者の状況に応じて、家族・関係機関と連携し、支援を行います。
- 利用者へ、各種情報を提供します。
- 協力員のスキルアップのための研修を年に1回行い、協力員の役割拡大を図ります。
- 消防訓練を年に2回実施します。
- 適宜、協力員の募集を行います。

実施内容等

場所	曜日	時間	定員	年間回数	備考
染地小学校	火曜日	10:00~15:00 (小学校の給食 休業時は 10:00~13:00)	16人	24回	1日3人の協力員 と事業担当者により運営
	水曜日		16人	24回	
緑ヶ丘小学校	水曜日		16人	24回	
	金曜日		16人	24回	
石原小学校	木曜日		16人	24回	
	金曜日		16人	24回	
北ノ台小学校	木曜日	16人	24回		

※調布市高齢者支援室と協議のうえ、今年度は月2回の実施となりました。

※新型コロナウイルスの感染状況によって実施回数等は変更が出来ます。

3 福祉機器貸出し

番号	事業名	財源			
		自主	補助	委託	事業
5	福祉機器貸出し		市		○

介護保険法、障害者総合支援法及び調布市の福祉諸制度の利用が対象外となる方々に対して、車いす及び特殊寝台を有料で貸出し、日常生活を支援します。

目標と方針

- 車いすの貸出し事業の需要増に対応するため、車いすの購入や寄付の活用等、台数の安定確保に努めます。
- 車いす修理ボランティアによるメンテナンスを行い、安全な車いすを提供できるようにしていきます。

実施内容等

機器の種類	対象者	利用料	貸出し期間
車いす	① 歩行困難な方 ② 在宅で介護・散歩・通院等に必要な方	1か月 300円	3か月以内が必要な期間 3か月以上必要な場合は更新可能
特殊寝台	65歳未満の方で、上体起立姿勢の保持が困難な方	レンタル料の20%	貸与の必要がある期間

※介護保険法や障害者総合支援法により福祉機器を利用できる方でも、緊急を要する場合は、一時的に貸出してから、各制度の窓口をご案内いたします。

4 地域支え合い推進員（生活支援コーディネーター）

番号	事業名	財源			
		自主	補助	委託	事業
7	地域支え合い推進員 【重点項目】 (生活支援コーディネーター)			市	

介護保険法に基づく生活支援体制整備事業の一環として、第2層(※)に地域支え合い推進員を8名配置し、高齢者等の生活支援サービスの体制整備を推進します。

※第2層・・・調布市基本計画に基づく8つの福祉圏域

目標と方針

- 住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けるために、生活支援サービスの充実・創出を図ることを目的として、第2層協議体(※)を開催します。
- 住民、企業、団体や支援機関への意識の醸成を目指し講習会を開催し、地域活動や第2層協議体への参加・協力を呼びかけ、連携を促進していきます。
- ひだまりサロン事業等の自主事業と連携し、高齢者の健康維持や見守りといった活動参加を促すとともに、住民同士がつながる機会を増やします。

- 第5次調布市地域福祉活動計画の推進、第6次調布市地域福祉活動計画の策定を通して地域共生社会について検討する機会を持ちます。
- 多様な担い手に働きかけ、活動の拠点となる居場所の開発、支え合いによる活動の拡充を目指します。
- 生活支援サービスを提供する活動団体に向けた活動助成金の創設を目指します。
- 地域福祉コーディネーター（コミュニティソーシャルワーカー）及びボランティアコーディネーターをはじめ、他部署、支援機関との情報共有・連携を図ります。

※第2層協議体・・・住民、企業、団体、支援機関との地域生活課題を話し合う場

実施内容等

役割	内容
資源開発	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域生活課題及び地域資源の把握・分析 ・ サービスの担い手養成 ・ 地域に不足するサービスの創出 ・ 高齢者等が担い手として活動する場の確保 ・ 地域ニーズ、情報の見える化の推進
ネットワーク機能の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係者間の情報共有 ・ サービス提供主体の連携の体制づくり ・ 第2層協議体の開催 ・ 地域活動団体の交流の場の創出
ニーズと取組のマッチング	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第2層協議体で解決が困難な問題を第1層協議体へ提案 ・ 支援ニーズとサービス提供主体の活動とのマッチング ・ 生活支援サービス創出に向けた活動助成金の検討

第4章 障がい者福祉

障害者総合支援法に基づき、社協が事業者として提供するサービスや、調布市からの受託サービスを提供する事業の計画です。

1 相談事業

番号	事業名	財源			
		自主	補助	委託	事業
1	福祉相談			市	

第3 高齢者福祉 1 相談事業 1 福祉相談に同じ P32

番号	事業名	財源			
		自主	補助	委託	事業
2	指定相談支援事業所				○

障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、サービス等利用計画及び障害児支援利用計画の作成及びモニタリングを実施します。

目標と方針

- モニタリングについては、利用者の意向を確認の上、対面以外にも電話やメール、郵送等を活用します。また、利用者や支援機関が集まるカンファレンスにおいて、パソコンやタブレットを使用したオンラインでの実施等を検討し、利用者や関係機関が参加しやすくなるよう努めていきます。
- 新型コロナウイルス感染リスクをはじめ、様々な不安を抱えている方の気持ちを受け止め、必要な情報提供を行い、不安を少しでも軽減できるような支援を行います。
- 制度の枠にとらわれず、相談者が必要とする社会資源の創出や活用を推進し、社協のネットワークを活かしたサービス等利用計画作成を行います。
- 毎月の定例会議で、各担当者が作成したサービス等利用計画及びモニタリング報告書の共有や現在進行しているケースについて報告し、事業所全体として支援方針を検討・共有します。また、重複障がいがある方の支援や家族支援が必要な方への対応等、複合する地域の課題について社協内の他部署や他機関と連携しながら検討・共有します。

実施内容等

実施日時
月～金曜日(但し、祝日及び12月29日～1月3日を除く)8:30～17:00

番号	事業名	財源			
		自主	補助	委託	事業
3	障害者相談支援事業			市	

障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の一つとして、市内在住在勤の障がい者やそ

の家族からの相談に応じ、その人らしい生活を支えます。

目標と方針

- 地域福祉コーディネーター（コミュニティソーシャルワーカー）等、地域に根差した取組を行う関係機関との連携を強化し、制度化された福祉サービスのみならず、様々な地域の社会資源を活用した支援を行います。
- 地域包括支援センターとの連携を強化し、障害福祉サービスを利用してきた方が介護保険サービスに移行する際の事前準備や移行後のフォローを行うなど、相談者にとって年齢や制度で分断されることのない相談体制を整えていきます。
- 当事者が抱えているニーズを明確化し、適切な機関や資源につなげます。
- 障がい者差別の解消に関する相談について、行政と連携しながら対応します。
- 相談記録や事例を分析し、障がい者が抱えるニーズを把握することで、新たな社会資源の開発を図ります。
- 調布市障害者配食サービスの窓口として、利用者と配食サービス事業所との調整を行います。
- 相談支援で把握したニーズを踏まえた生活講習会を展開するなど、障害者地域活動支援センタードルチェとの連携を推進します。
- 障がい者福祉に係る関係機関が情報を共有し、地域の課題解決に向け協議を行うための会議体である「調布市障害者地域自立支援協議会」のワーキンググループを運営します。
- 事例検討や研修を通じて、サービス等利用計画作成の相談員として必要な知識の修得や技能の向上に努めます。

実施内容等

実施日時
月～金曜日(但し、祝日及び12月29日～1月3日を除く)8:30～17:00

番号	事業名	財源			
		自主	補助	委託	事業
4	高次脳機能障害者支援促進事業			市	

高次脳機能障がい者(児)及びその家族等に対する相談支援を実施します。医療機関や家族会等の関係機関と連携を図り、講演会を開催するなど、高次脳機能障がい者への支援と理解を促進します。

目標と方針

- 市内高次脳機能障害者支援機関連絡会を引き続き実施し、関係機関との連携体制により地域の支援力を高めます。
- 相談支援記録や対応事例の分析、連絡会等を通して地域での高次脳機能障がい者のニーズや課題を把握し、地域に必要な社会資源等について検討します。
- ニーズ把握から明らかになった当事者・支援者の関心が高い内容について、テーマ別、

症例別の講習会を企画します。

- 地域資源マップ作成に携わっている東京慈恵会医科大学附属第三病院を中心とした北多摩南部医療圏域関係機関連絡会に継続して参加し、他地区との情報共有・協働や、市内の新しい社会資源の開拓を図ります。
- 東京都や専門機関等の開催する研修会に参加し、最新の情報を得るとともに、内部研修として、担当職員が専門家から個別にスーパーバイズを受けることで支援スキルの向上に努めます。

実施内容等

- 相談支援
- 高次脳機能障害者支援機関連絡会
- 支援者の質の向上を図るための講習会・事例検討会の実施
- 高次脳機能障がいに関するチラシ等のPR及び普及啓発

2 訪問事業

番号	事業名	財源			
		自主	補助	委託	事業
5	手話通訳者派遣事業		市		

聴覚障がいの日常生活・社会参加を支援するために、手話通訳者を派遣します。

目標と方針

- 相談支援事業と連携し、サポートが必要な聴覚障がいを支援します。
- 手話通訳サービスの向上を目的に、手話通訳者に対して定期的な研修を行います。
- 引き続き、手話通訳場面に必要な感染症対策の物品整備を行います。
- 新規登録者や通訳派遣経験が少ない手話通訳者に向けて、通訳現場の見学等の研修を実施します。
- 地域で活躍する新規手話通訳者を多く輩出できるよう、よりよい登録試験の仕組みやあり方等の検討を行います。
- 令和4年度から開始した調布市や民間団体等が行う会議・講演会等の各種催しへの手話通訳者派遣に加え、令和5年度より企業及び政党からの依頼についても手話通訳者派遣を実施します。
- 合理的配慮の観点から、情報保障として団体等に手話通訳をつけていただけるよう、普及啓発に努めます。

実施内容等

項目	内容
利用対象者	身体障害者手帳の交付を受けた調布市在住の聴覚障がい者
利用時間数	定めなし
利用時間	事業所開館時間（平日 9:00～17:00）のほか、土日祝日および

	緊急時の派遣も行います。
利用方法	登録は不要ですが、メールでの申請希望者は、事前登録が必要です。

番号	事業名	財源			
		自主	補助	委託	事業
6	同行援護事業				○

障害者総合支援法に基づき、移動に著しい困難を有する視覚障がい者に対し、移動時及びそれに伴う外出先において、必要な情報の提供や移動の援護等、外出する際に必要となる援助を行うヘルパーを派遣します。

目標と方針

- 視覚障がいの方に対し、障害福祉制度の情報提供やわかりやすい事業説明ができるように努めます。
- 利用者の高齢化に伴う身体面・精神面における状況の変化に対応するため、必要に応じて介護保険のケアマネジャー等と連携しながらサービス提供を行います。
- よりよいサービス提供ができるよう、年2回のガイドヘルパーの現任研修を実施し、スキルアップを図ります。
- 様々なニーズに対応できるよう、ガイドヘルパーと情報を共有し、働きやすさの向上に努めます。
- 多摩地区同行援護コーディネーター連絡会を通して、他市コーディネーターとの連携を図ります。
- 福祉人材育成センターにおける同行援護従業者養成研修と連携し、ガイドヘルパーの担い手の増加を目指します。
- 大災害等の緊急事態に際し、損害を最小限に抑え、事業の継続や早期復旧を図るため事業継続計画（BCP）を策定します。

実施内容等

項目	内容
利用対象者	調布市から障害福祉サービス受給者証を交付された方
利用時間数	調布市により個別に定められています。
利用時間	365日（原則6:00～22:00）
利用方法	利用者の依頼に基づきヘルパーを派遣します。（利用には事業所との契約及び依頼時には事前の予約が必要です）

3 通所事業

番号	事業名	財源			
		自主	補助	委託	事業
7	中途失聴・難聴者のための手話講習会		市		

中途失聴・難聴者とその家族にコミュニケーション手段の確保のため、手話等の学習機会や交流の機会を提供します。

目標と方針

- 学習の機会を提供するとともに、受講者同士の交流を図ります。
- 講習会の参加だけでなく、必要に応じて相談支援事業や障害者地域活動支援センター・ドルチェの活動につなげ、より地域で暮らしやすくなるよう支援します。
- 経験者コース修了後も学びの場、交流の機会が提供できるよう、ドルチェサロンや聞こえない聞こえにくい人のサロン「ゆびさきの会」を紹介します。
- 各受講者の学習進度によって、講習会コースの選択を受講者と一緒に考えていきます。
- 初心者クラスでは、手書きとパソコン入力の要約筆記者の協力を得て、受講者への情報保障を行います。また、要約筆記体験会を開催し、要約筆記を学ぶ第一歩の場を提供します。さらに、市内の企業や団体等に要約筆記体験会の広報を行うなど、障がいのある方への合理的配慮の推進に向けて取り組みます。
- 口形を生かした手話指導を行うことから、消毒や換気の徹底・フェイスシールドの配付・定員の削減を行い、受講者の安全確保に努めます。

実施内容等

課程	実施日	実施回数	定員	内容
初心者コース	火曜日	各年間 20 回	6 人程度	初歩的な手話技術の習得
経験者コース	13:30~15:30	予定	10 人程度	手話技術の習得

番号	事業名	財源			
		自主	補助	委託	事業
8	在宅障害者（児）緊急一時保護事業			市	

市内に在住する 65 歳未満の障がい者に対し、その保護者が冠婚葬祭、疾病、事故等の理由により一時的に介護が困難な場合に、総合福祉センター内で登録介護員が障がい児・者の保護を行います。

目標と方針

- 障がい特性の理解及び支援技術向上のため介護員研修を実施し、支援の充実を図ります。
- 介護員の確保のため広報を行い、サービスの充実を図ります。
- 様々なニーズに対し、適切なサービスを提供するとともに、他サービスとの連携を図ります。

実施内容等

項目	内容
利用対象者	市内在住の手帳交付を受けた65歳未満の障がい者で、常時介護が必要な方
利用時間	9:00～21:00、同時間帯2人まで受け入れ可能
利用限度	1人あたり月5回まで
利用方法	事前登録・申請に基づき利用
利用料	無料

番号	事業名	財源			
		自主 他	補助	委 託 市	事業 ○
9	障害者地域活動支援センター事業(ドルチェ)				

市内在住在勤の障がい者が地域で自立した生活を送るため、創作的活動及び生産活動の機会の提供、関係機関との連絡調整、地域住民との交流活動、障がいに対する理解促進や普及・啓発、ボランティア育成、自立生活への相談支援等を実施します。

目標と方針

- 身体障がい者・高次脳機能障がい者の多様なニーズに添い、活動を充実させます。
- 必要に応じて感染症対策を講じながら障がい者の日中活動の場を定例開設し、社会参加の機会を設けます（クローバー／週2回、若草／週3回、ドルチェサロン／週1回、うたごえドルチェ・簡単体操教室・高次脳機能障がい者サロン・中途視覚障がい者サロン／各月1回、聞こえない聞こえにくい人のサロン／月2回、生活講習会・パソコン講習会／不定期）。
- 作業体験デイサービス「若草」は、作業体験を通じて今後の生活を考えていけるような機会・仕組みづくりを検討し、自身の役割を得ることで生活に張り合いを持ち、自信につながるような支援を行います。また、市内福祉作業所のアンテナショップである「わかくさショップ」を通して各福祉作業所と協働し、障がい理解の普及啓発に努めます。
- 障がいのある方を中心としたサロンや講習会の内容の充実を図り、当事者同士が出会い、経験交流や情報交換ができる機会を設けます。
- 当事者の方が関心を持ち、主体的に参加できる企画を実施し、学びや体験、発表の機会を設けます。
- 新型コロナウイルスの感染状況を踏まえて柔軟な事業運営を行い、必要な感染症対策を講じながら参加人数や活動内容の緩和について検討します。
- パソコン講習会では、障がいのある方が時代や社会の状況に即したITスキルを身につけられるように学びの場を設けます。
- ドルチェだより（年6回発行）、調布社協ホームページ、リーフレット、福祉まつり、自主グループ活動PR等を通して、情報発信を行います。
- 相談支援事業と連携し、ケアマネジメントの視点を大切にした支援を行います。
- 市民にも事業協力員として主体的に参加してもらい、活動の充実や障がい理解の促進を図ります。

実施内容等

【定例活動】

週	月	火	水	木	金	土
1	若草 ippoアイ	加ハ-	ゆびさき	ドルチェサロン 若草 セルフコーナー	加ハ- 簡単体操	若草
2	若草	加ハ-	ドルチェサロン 若草	オンラインサロン	加ハ-	若草
3	若草	加ハ-	ゆびさき ドルチェサロン 若草	ドルチェトーク	加ハ-	若草 年金相談会 ドルチェサロン
4	若草 キラ星	加ハ-	ドルチェサロン 若草	麻雀	加ハ- うたごえ	若草
5	若草	加ハ-	ドルチェサロン 若草	加ハ-	若草	

① 相談支援

地域活動支援センターの利用者を対象とした生活全般の相談

② デイサービス

	実施日	内容 <small>年金相談会</small>
クローバー	毎週火・木曜日 10:00~15:00	65歳未満の障がいのある方を対象とし、生活リズムを整え、外へ出るきっかけづくりとして、外出、音楽、書道、製作等の趣味活動を行う場
若草	毎週月・水・金曜日 10:30~14:30	市内福祉作業所製品の販売（総合福祉センター1階） 事務作業（点字、封入・折り、切手仕分け、パソコン等）、洗濯作業、ポスティング等

③ 各種サロン

	実施日	内容
ドルチェサロン	毎週水曜日 10:00~16:00	当事者協力員が運営 誰もが気軽に集う情報交換・交流の場
	第3土曜日 10:00~16:00	土曜ドルチェは、テーマ・対象を定め、趣味余暇・生活技術・学びの場等を開催
高次脳機能障がい者 サロン「キラ星☆」	第4月曜日 10:00~15:00	高次脳機能障がい者が、企画・買出し・軽食づくり・外出・創作・プログラム活動等様々な体験を通し、個々の能力を発揮できる場
中途視覚障がい者サロン 「月曜 ippo アイ」	第1月曜日 13:30~15:00	途中で視覚障がいになった方同士が集う情報交換やイベントを通じた交流の場

聞こえない聞こえにくい 人のサロン 「ゆびさきの会」	第1・3 火曜日 13:30～15:30	中途失聴・難聴者手話講習会を卒業した、 途中で聞こえにくくなった方の集いの場
----------------------------------	-------------------------	---

④ 各種講習会・作品展

	実施日	内容
生活講習会	年間10回(予定)	障がい当事者のための講習会(趣味活動、書道、陶芸、学習会、イベント等)
パソコン講習会	年間11コース (予定)	社会に求められるITスキルを身につけることができる講座や、利用者の困りごとを解決できる個別相談会 視覚障がいのある方を対象にした、当事者講師によるスマホ利用講座
ドルチェ作品展	開催月未定	障がい当事者や団体等による絵画、書道、手工芸品の展示、活動発表の場

⑤ 定例活動

	実施日	内容
ドルチェ セルフケアコーナー設置	第1 水曜日 10:00～16:00	車椅子に乗ったまま測定できる体重計や血圧計等を設置し、健康管理に活用できる場
簡単体操教室	第1 木曜日 13:30～14:30	誰でも簡単な動きや音楽に合わせて楽しく体操が行え、交流する場 ※手話通訳あり
オンラインサロン	第2 水曜日 10:00～16:00	オンラインで参加できる交流の場(ドルチェサロン内で実施)
ドルチェトーク	第3 水曜日 13:30～14:30	当事者同士でのテーマを設けて語り合える場(ドルチェサロン内で実施)
障害年金個別相談会	第3 金曜日	障がいや疾病のある方とその家族を対象にした社会保険労務士による相談会
ドルチェ麻雀	第4 水曜日 13:00～16:00	麻雀を通して障がい種別を越えて交流のできる場
うたごえドルチェ	第4 木曜日 14:00～15:30	講師による電子ピアノの演奏に合わせて、季節に合わせた歌や懐メロを歌い、障がい種別を超えて交流のできる場

⑥ 自主グループ支援

- 連絡会 年1回
- 自主グループ活動紹介
活動紹介情報紙作成、4階廊下の自主グループコーナーのほか機関紙「ふくしの窓」、
「ドルチェだより」、調布社協ホームページで活動を掲載

- 自主グループの新規立ち上げ支援や継続支援（総合福祉センター内活動室優先予約等）
- 講演会の共同開催

⑦ 普及・啓発

- ドルチェだよりの発行（年6回）
- 調布社協ホームページ、オカリナ通信、調布FMの活用
- リーフレットの作成

⑧ ボランティア育成

- ドルチェ協力員の養成、研修

4 福祉機器貸出し

番号	事業名	財源			
		自主	補助	委託	事業
10	福祉機器貸出し		市		○

第3 高齢者福祉 3福祉機器貸出しに同じ P36

第5 児童福祉

障がいのある児童を対象とした、放課後等デイサービス事業や子ども・若者に対して学習支援や居場所の提供をし、相談事業を行う事業の計画です。

1 放課後等デイサービス（ぴっころ）

番号	事業名	財源			
		自主	補助	委託	事業
1	放課後等デイサービス（ぴっころ）			市	

児童福祉法に基づく放課後等デイサービス事業所として、心身に障がいのある市内在住の小中学生・中学生・高校生を対象に放課後活動を提供します。一人ひとりの障がい特性や興味に合わせたプログラムを実施することで、児童の健やかな成長を支援します。

目標と方針

- 市立施設として、すべての児童と保護者に公平で安心できるサービスの提供に努めます。
- 幅広い年齢層の利用者や障がい特性に合わせ、環境・体制整備を行います。
- 個別支援計画を作成・更新することで、個々のニーズの把握と目的を持った支援の確立に努めます。
- 音楽療法士による音楽療法プログラムを実施します（火～金曜日）。音楽を活用して、自分の感情をコントロールする力や社会性を身につけることができるよう支援します。
- 月曜日の音楽活動プログラムを毎週実施し（8月及び1部の週を除く）、利用率向上に努めます。
- 保護者との面談を通じて、児童の支援についての情報交換を行い、必要に応じて相談支援事業や学校との連携を図ります。
- 事業に対する評価や要望を把握し、保護者との信頼関係をさらに深め、よりよい事業運営を行うよう努めます。
- 保護者へアンケートを行い、保護者（利用児童）の意向を踏まえたサービス提供に努めます。
- 学校や他事業所、相談支援機関と連携し、事業を周知しつつ利用者の確保に努めます。
- 障がい特性の理解や支援技術向上のため、職員・介護員研修を行います。
- 安定した事業運営のため、介護員の増員を図ります。
- 大災害等の緊急事態に際し、損害を最小限に抑え、事業の継続や早期復旧を図るため事業継続計画（BCP）を策定します。

実施内容等

項目	内容
利用対象者	市内に住所を有する心身に障がいのある小・中・高校生(※) (※)継続利用に限る
利用時間数	原則週1回

利用時間	月～金曜日、14:30～17:30 (学校の長期休暇中は13:30～17:30)
利用方法	申請に基づき利用、希望曜日によっては待機の可能性あり
利用料	児童福祉法に定める放課後等デイサービス給付費の1割 (他の放課後等デイサービスを併用している場合は、世帯の所得に応じた上限額あり)

2 子ども・若者総合支援事業

番号	事業名	財源			
		自主	補助	委託	事業
2	子ども・若者総合支援事業（ここあ） 【重点項目】			委託 市	

家庭の事情により、進学や就職をあきらめてしまうことがないように、子ども・若者に対して学習支援や居場所を提供するとともに、進学や自立に向けた相談事業を行います。

(1) 相談事業

事業の利用を希望、または現に利用している中学生・高校生・大学生等や、不登校、学校中退・ひきこもり等生きづらさを抱えた概ね15歳以上の子ども・若者及びその家族、ひとり親家庭等の親及びその子どもからの相談に対応します。

目標と方針

- 子ども・若者やその家族、ひとり親家庭等の親及びその子どもからの幅広い相談に対応し、ニーズの掘起こしや課題の発見に努めます。
- 調布市子ども・若者支援地域ネットワークにおける総合相談センター及び指定支援機関として、相談体制の構築及び強化に努めます。
- 個別ケースについて関係機関と適切に連携できるよう努めます。福祉、医療や教育、就労等関係機関とのネットワークの構築を図り、利用者のライフステージや状況に応じた支援を進めます。
- 必要に応じて、訪問による相談支援（アウトリーチ）及び通院や各種手続き等の同行支援を行います。
- 事業の周知とともに、「ここあ」の利用につながるきっかけづくりを目的として、対象者を限定しない交流・相談の機会をつくり、そのPRに努めます。
- 学習支援利用歴のある方には中学卒業後に、卒業生向け学習会の案内を送るなど、事業の利用終了後のフォローアップも含め、相談関係を継続していくことに努めます。
- 定期的に相談支援ミーティングを行うことで、個別支援の方向性を担当職員間で共有できるよう努めます。
- 相談者の事情に応じて、オンラインでの相談を実施します。

実施内容等

	対象	実施日等	内容
子ども・若者 相談	本事業を希望または利用している中学生や、生活に課題のある概ね15歳以上の子ども・若者及びその家族	平日 10時～20時 木曜のみ 10時～17時	子ども・若者に関する総合相談
ひとり親 家庭相談	ひとり親家庭等の親及びその子ども	平日 10時～20時 木曜のみ 10時～17時	ひとり親家庭に関する生活相談等

(2) 学習支援事業

児童扶養手当や就学援助等を受給しているひとり親家庭や、生活保護受給世帯及び生活困窮世帯の子である原則中学生を対象に進学や進級のための学習の機会を提供します。

目標と方針

- 学習支援コーディネーターを中心に、学生ボランティアによるマンツーマンの個別学習支援を引き続き行います。
- 学生ボランティアとのコミュニケーションを通じて、学力向上に限らず、学習習慣や将来展望の獲得、自己肯定感の回復を目指します。
- 必要な子どもに必要な支援が行き届くよう、学校や教育・福祉関係機関、地域団体等と連携しながら、事業を丁寧に周知します。
- 中学3年生の進路選択について、必要に応じて中学校や関係機関と情報共有を行います。その際に必要に応じて家庭との面談を行います。
- 外国にルーツがあり日本語がうまく話せないなど、進学や進路について中学校との相談に困難を感じている保護者に対しては、必要に応じて面談を設定し、高校受験の出願等に関して必要なフォローを関係機関と連携しながら丁寧に行います。
- 利用者のニーズや学習の進捗状況を把握するため、個別の学習記録を作成します。
- 集団活動や、他者との交流が苦手な子どもが安心して利用できるように、少人数で学習ができる部屋の用意等環境を整えます。
- 近隣を中心とした大学との関係を構築し、学生ボランティアによるマンツーマンでの支援体制を維持できるよう、ボランティアの確保に努めます。また、ボランティア受入れのガイダンス及び活動開始前の研修を丁寧に行います。
- 実施日にはボランティアと職員で開始前の打合せ、終了後の振り返りを行い、より効果的な支援が行えるよう工夫します。
- ボランティアのスキルアップ、チームビルディング（ボランティア同士の連携強化等）を目的としたミーティングや研修会を適宜行います。
- ボランティアへの心的ケアとして、定期的に個別面談を行います。
- 中学就学前準備として、対象世帯で小学校卒業を間近に控えた小学6年生に対し、必要に応じて学習支援を提供します。
- ひとり親家庭で、高卒認定試験を目指す高校へ進学しなかった方や高校を中退した方、

通信制校に通いサポート校を利用している方に対しても、学習支援を提供できるよう体制を整えます。

- 学習支援を利用しての意見や感想をいただくため、子どもと保護者へのアンケートを行い、その内容を次年度の学習支援に活かします。
- 調布パルコ店からフードロス防止を目的とした食料品の提供を受け、利用者に補食として提供します。補食の提供にあたっては、食物アレルギー等への配慮を十分に行います。
- 学習の進捗の目安となる模擬試験を受験し、結果を分析しながら今後の学習方法について保護者や中学生との面談を行います。
- ここあ学習利用希望の問い合わせが多く、1日当たりの利用人数を昨年同様の40名にします。それに伴い、引き続き職員のスキルアップ、大学生ボランティアの受入れ体制を整えます。

実施内容等

対象	各曜日定員	実施曜日	時間
・児童扶養手当等受給しているひとり親世帯の子である中学生 ・生活保護世帯及び生活困窮世帯の子である中学生	40人程度	月曜日 水曜日 金曜日	18時～20時
児童扶養手当等受給しているひとり親世帯の親及び20歳未満の子	1人程度	応相談	1時間程度
内容			
<ul style="list-style-type: none"> ・学習支援コーディネーターを中心とした、学生ボランティアによる個別学習 ・1日＝1時限（50分）×2コマ 休憩10分（茶菓の提供あり） ・休憩時間を利用して、学習支援ボランティアより自身の経験談等の紹介（キャリア教育） ・学習支援利用中学生の「卒業・進級を祝う会」を3月に実施 ・本事業を利用している子の保護者会を年3回実施 			

(3) 居場所事業

不登校や高校中退・ひきこもり等生活に課題のある概ね15歳以上の子ども・若者を対象に、安心して通えるための必要な居場所を提供します。

目標と方針

- 日中、安心して通える居場所を提供します。職員やボランティア、同じ悩みを持つ仲間との交流を通じ、自己肯定感を十分に獲得できるよう支援します。
- 個々の課題や個性に配慮した居心地よいスペース（空間）づくりに努めます。
- 集団が苦手な方に対して、居場所を利用する前の準備として個別利用ができるよう、柔軟に対応します。
- 利用者の個性や興味関心を引き出し、それぞれのニーズやペースに合わせたプログラム活動を企画し実施します。
- 制作した作品は、展示会への出展や同人誌として冊子にまとめる等、利用者がやりがい

を持って取り組めるよう活動を実施します。

- 軽作業やイラスト制作・パソコン入力等、軽作業が体験できるようプログラム以外に就労準備に繋がる取り組みを実施します。
- 学習の遅れがあり不安な方や、復学を希望する方、その他学習を希望される方に学習サポートを行います。
- 個別のニーズの把握と目的を持った支援を目指します。
- 通過型施設として、利用者の自立、次の段階へのステップアップを目指した支援を行います。
- 地域の力を生かした魅力あるプログラム活動が創出できるよう、企業や団体、地域の方々とのネットワークづくりに取り組みます。
- 定期的なボランティアミーティングを通じて、職員とボランティアとの情報共有を図ります。
- 利用者ミーティングを定期的に行うことで、利用者同士のコミュニケーションを図ると同時に、利用者の意見を取り入れます。

実施内容等

対象	利用定員	実施曜日	時間
高校中退者、ニート、ひきこもり等の状態にある15歳以上の生活課題のある子ども・若者 居場所事業の利用が適当と認められる中学生	15人	平日 (木曜除く)	10時～18時
内容			
<ul style="list-style-type: none"> ・マンガ、ゲーム、軽食提供、自習スペースあり ・WI-FI環境あり、ノートパソコン・タブレットによるインターネット利用可能 ・見学、お試し利用あり ・各種プログラム活動を用意 			

① 定期プログラム

居場所利用の動機づけや意欲喚起につながるプログラムを実施します。

活動	回数	内容
手芸	月1回	フェルト小物等の制作活動
外出活動	随時	近隣の公園や施設等の散策
ランニングクラブ	月1回	多摩川や近隣をランニング
ボクシングエクササイズ	月1回	ボクシングに関連した軽体操
写真クラブ	月1回	近隣の公園や施設等にて写真撮影
ヨガ教室	月1回	初心者向けヨガ

簡単調理クラブ	月1回	食べ物に関連した作品作りや、簡単な調理実習
その他	随時	利用登録者のニーズに合わせて企画

② 個別プログラム

利用者それぞれに適した活動を実施します。

活 動	内 容
ボランティア活動	福祉まつりでのボランティア活動（当日スタッフ、準備）
学習支援	高校等への復学や、学習の遅れを補うための学習サポート

③ 学習支援・居場所共通行事

社会経験、交流の機会として、学習支援、居場所事業の利用登録者及びボランティアを対象に実施します。調理実習等飲食を伴う取り組みについては、コロナ禍の社会状況を勘案しながら、実施方法を検討します。また、その他の活動についても工夫して取り組みます。

活 動	内 容
調理実習	参加者全員で夕食づくり、および夕食会（月1回）
交流パーティー	夏休みと冬休みの時期に、ゲームや舞台発表等による交流
卒業・進級お祝い	卒業進級を祝うパーティー（3月末）
ココアカフェ	事業のPRと利用に繋がるきっかけづくりを目的として、交流しながら相談もできる場を提供（月1回）
卒業生向け学習会	中学卒業以降の学習サポートと相談関係を保つ機会を提供（年4回）

(4) 運営管理業務

① 調布市子ども・若者総合支援事業運営委員会

- 事業の円滑な運営、実施について協議するとともに、事業を進めていくにあたっての課題を検討します。

② 事業強化とスタッフ資質の向上

- 対象者理解のための研修や、よりよい支援のあり方を構築するためのミーティングを行います。
- 1か月に一度事例検討会を行います。臨床心理士にスーパーバイズを依頼し、支援に関する専門性の向上を目指します。
- 内外の研修に参加し、子ども・若者に関する課題、施策や制度等の知識・理解を深めます。

実施内容等

活 動	回数	内容
運営委員会	年4回	事業運営についての協議、検討、意見交換
学習支援ボランティアミーティング	年3回	学習支援のあり方や課題についての話し合い、情報共有
居場所スタッフミーティング	3か月に1回	居場所のあり方や課題についての話し合い、情報共有
事例検討会	月1回	臨床心理士をスーパーバイザーに、職員の資質向上及び事業のあり方検討を目的に実施

第6 低所得者福祉

経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方に対して、低所得者・離職者対策事業や生活困窮者自立相談支援事業等を通して、さまざまな制度や関係機関と連携を図りながら、自立に向け包括的・継続的な支援を行います。

1 低所得者・離職者対策事業

番号	事業名	財源			
		自主	補助	委託	事業
1	受験生チャレンジ支援貸付事業			市	

学習塾等の費用と高校や大学等の受験費用について貸付を行うことにより、一定所得以下の世帯の子どもへの支援を行います。

目標と方針

- ふくしの窓やホームページ、関係機関への周知等を早期に行い、必要な世帯に情報が届くよう広くPRします。
- 複雑・多様化しているニーズに対し、他制度へつなぐなど、関係機関と連携を図ります。

実施内容等

- 一定所得以下の世帯の中学3年生、高校3年生またはこれに準じる者（浪人生等）を対象に、学習塾、各種受験対策講座、通信講座、補習教室等の受講費用及び受験料の貸付を行います。

2 生活困窮者自立相談支援事業

番号	事業名	財源			
		自主	補助	委託	事業
2	生活困窮者自立相談支援事業【重点項目】			市	

「生活困窮者自立支援法」に基づき、生活困窮者が抱える多様で複合的な問題に関する相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行います。また、生活困窮者に対する支援の種類及び内容等を記載した計画を作成し、さまざまな支援を一体的かつ計画的に行うことにより、生活困窮者の自立の促進を図ります。

目標と方針

- 複合的な課題のある相談者に対して、包括的かつ継続的な支援を行います。
- 生活困窮者の早期把握や課題解決、地域での見守りを行うため、関係機関・関係者とのネットワークを構築します。また、地域福祉コーディネーター等と連携し、アウトリーチによる支援に努めます。
- 生活困窮者の支援に必要な地域資源を検討、開拓していきます。
- 食糧支援団体と協力体制を構築していきます。
- 事業周知のため、広報活動を随時行います。

- 新型コロナウイルスの影響により減収・離職した世帯に対して、きめ細やかに継続的な支援を行います。

実施内容等

調布市からの委託事業として、次の事業を柱に実施します。

① 自立相談支援事業

- 生活再建、自立に関する相談支援を実施します。
- 関係機関等への同行支援を行います。
- 就労支援員による就労支援を実施します。また長期離職者等就労が難しいと思われる方へ就労準備支援を行います。
- 社会復帰に向けて中間的就労や居場所等となる地域資源を検討、開拓します。
- 嘱託医（精神科医）による医療相談を実施します。
- 住居確保給付金の申請受付を行います。

② 家計改善支援事業

- 収入・支出、その他家計の状況を適切に把握すること及び家計の改善の意欲を高めることを支援します。
- 関係機関等への同行支援を行います。
- 生活に必要な資金の貸付の斡旋を行います。
- ファイナンシャルプランナーによる家計相談を実施します。

③ 学習支援事業

第5 児童福祉 2 子ども・若者総合支援事業（2）学習支援事業 P49 に同じ

第7 資金の貸付等

低所得世帯や生活困窮者に対して実施している資金の貸付等の計画です。

1 緊急援護資金の貸付

番号	事業名	財源			
		自主	補助	委託	事業
1	緊急援護資金の貸付	会			○

低所得世帯の市民に対し、緊急を要する場合の生活費及び災害費を貸し付けることにより、生活の安定を図ることを目的とします。

調布社協で面接、申請の受付及び貸付をし、貸付後は借受世帯の償還や生活について相談支援を行い、生活安定に向けたサポートをします。

目標と方針

- 緊急を要している現状やこれまでの生活状況等を丁寧に聞き取り、適切な支援を行います。
- 「調布ライフサポート」（生活困窮者自立相談支援事業）と連携を図りながら、支援を行います。
- 滞納世帯の生活状況を把握し、償還支援を実施していきます。
- 必要に応じて他制度につなぐことや情報提供、食糧支援団体と連携して世帯を支援していきます。

実施内容等

- 事業対象者…緊急を要し、所得が少なく、他から融資を受けることが困難であると認められる市民
- 貸付額…生活費、災害費ともに 10,000 円以内の必要額
- 貸付金だけでは支援できない世帯の場合には、他制度利用の支援や現物（非常食）の支給を行います。

2 あったか支援金支給

番号	事業名	財源			
		自主	補助	委託	事業
2	あったか支援金支給	基			

帰宅行路に要する交通費の援助を求める生活困窮者や不慮の事故等により緊急の援助を必要とする者に対して、交通費、食事代、その他、救済に必要な費用を支給します。

目標と方針

- 「調布ライフサポート」（生活困窮者自立相談支援事業）や調布市生活福祉課と連携して、自立した生活の一助となるよう、社協の地域公益活動の一環として取り組みます。

実施内容等

- 支給額…上限 1,000 円

3 生活福祉資金の貸付

番号	事業名	財源			
		自主	補助	委託	事業
3	生活福祉資金			東社	

所得の少ない世帯、障がい者や介護を要する高齢者のいる世帯に対して、その世帯の生活の安定と経済的自立を図ることを目的に、資金の貸付及び相談支援を行います。

目標と方針

- 複雑・多様化しているニーズに対し、貸付だけでなく必要な制度や関係機関へつなぐ等きめ細やかな相談支援を行います。
- 借受世帯に対し、必要な相談支援や関係機関・制度の案内等を行うことにより、貸付後の支援をより充実させます。
- 訪問や電話等により長期滞納世帯の生活状況を把握し、生活の安定及び償還に向けた支援を強化します。
- 他機関との情報共有・連携の充実を図ります。
- 生活困窮者自立相談支援事業「調布ライフサポート」、受験生チャレンジ貸付、子ども・若者総合支援事業「ここあ」、地域福祉コーディネーター、地域支え合い推進員等、法人が行う他事業とも幅広く連携し、生活困窮者及び世帯の支援を行います。
- 貸付制度の情報が必要な世帯に届くよう、関係者・機関への周知を強化、その他広報活動についても検討します。
- 新型コロナウイルス特例貸付について、主に償還困難な世帯からのご相談に応じ、手続き支援や情報提供等、相談者の状況に合わせ適切な支援を行います。

実施内容等

(1) 福祉資金、教育支援資金

調布社協で面接、書類の受理、担当民生児童委員の面接等の手続きを行い、債権者である東社協で審査が行われます。貸付後は、担当民生児童委員と調布社協が連携し、借受世帯の償還のための支援等を行い、生活のサポートをします。

(2) 緊急小口資金

所得の少ない世帯に対して、緊急的かつ一時的に生計の維持が困難になった場合に、資金の貸付を行い、その世帯の安定と自立を支援します。

調布社協で面接、書類の受理をし、債権者である東社協で審査が行われます。貸付後は、調布社協が借受世帯の償還のための支援等を行い、生活のサポートをします。

(3) 不動産担保型生活資金

将来にわたり、住み慣れた我が家での生活を希望する低所得高齢者世帯に対し、その不動産を担保として生活資金を貸し付けることにより、その世帯の安定と自立を支援します。

調布社協で面接、書類の受理をし、債権者である東社協で審査が行われます。貸付決定

後の借受世帯へのサポートは、東社協が3か月に1回生活資金を交付し、調布社協は毎年行う生活状況調査や3年ごとに行う再評価により、見守りやニーズ把握を行います。

(4) 要保護世帯向け不動産担保型生活資金

自宅を所有する要保護状態（生活保護の対象となり得る状態）の高齢者世帯に対し、その不動産を担保として生活資金を貸し付けることにより、その世帯の安定と自立を支援します。

調布市福祉事務所（調布市生活福祉課）で保護の要否判定を行った後、調布社協で申請手続きを行い、債権者である東社協で審査が行われます。貸付決定後の借受世帯へのサポートは、東社協が毎月生活資金を交付し、調布社協は調布市福祉事務所と連携し、毎年行う生活状況調査や3年ごとに行う再評価により、見守りやニーズ把握を行います。

(5) 総合支援資金

失業者等、日常生活全般に困難を抱えており、生活の建て直しのために継続的な相談支援（就労支援、家計指導等）及び生活費や一時的な資金を必要とし、貸付を行うことにより自立が見込まれる世帯について、調布ライフサポート（生活困窮者自立相談支援事業）と連携を図りながら支援を行います。

4 ひとり親家庭高等職業訓練促進資金の貸付

番号	事業名	財源			
		自主	補助	委託 東社	事業
4	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金				

高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指したり、調布市子ども家庭課の就労支援プログラム作成によって生活の自立を目指すひとり親家庭の親に対し、入学準備金・就職準備金・住宅支援資金の貸付の手続きを行い、自立の促進を図ります。

目標と方針

- 事務手続きが迅速かつ確実に実施できるよう関係機関と情報の共有、連携を図ります。
- 相談を受ける中で、必要であれば他制度の情報提供や支援機関につなぐ等、関係機関と連携します。

実施内容等

- 借入申込書等の書類を受付し、審査機関へ送付します。
- 貸付金交付に係る借用書等を受付し、審査機関へ送付します。

第8 権利擁護

日頃の生活や将来に不安のある高齢者や障がい者に対して、福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理の支援、大切な書類の預かり等などにより、安心して生活が送れるよう援助する事業の計画です。

1 地域福祉権利擁護事業

番号	事業名	財源			
		自主	補助	委託	事業
1	地域福祉権利擁護事業			東社	○

判断能力が十分でない方を対象に、本人との契約に基づき福祉サービスの利用に関する支援を行います。また、助言や情報提供により、その意思決定や選択・契約を支援します。

福祉サービスの利用料の支払いをはじめとした日常的な金銭管理、通帳・権利証等の重要書類の預かり、苦情解決制度の利用の支援を通じて、利用者が地域で安心して生活を送れるようにします。

利用者の意向にあわせて専門員が支援計画を立て、その計画に沿って生活支援員が定期的に支援します。

目標と方針

- 利用者の生活への配慮・支援方法の工夫を行い、安心して意思決定できるように支援します。
- 複合的な課題をもつ利用者も多いため、多職種・他機関と連携し、様々な社会資源を活用しながら支援します。また、生活保護を受給している利用者へは、今後も市の担当ケースワーカーとの役割分担や連携をして支援します。
- 概ね3か月おきにモニタリングを行い、生活状況や身体状況を鑑み、支援計画の適切さを確認していくことにより、利用者が地域で安心して生活できるように支援します。
- 社協内や外部の専門職ネットワーク会議に参加し、事業周知や顔の見える関係作りをします。
- 専門員の資質向上のため、全社協、東社協、その他の研修に積極的に参加していきます。
- 生活支援員のスキルアップを目的とした研修会と、情報共有等を目的とした業務連絡会を開催します。
- 本事業から成年後見制度への移行にあたり、本人の意思決定支援やスムーズな制度利用に一層貢献していけるよう、行政や地域包括支援センター、その他の社会資源と協働しながら、社協としての役割を行います。

実施内容等

項目	内容
対象者	認知症、知的障がい、精神障がいなどで判断能力が十分でない方
契約締結	本人と社会福祉協議会が利用契約を結びます。

サービス内容	福祉サービス利用援助、日常的金銭管理サービス、書類等預かりサービス	
支援計画作成	利用者の意向を確認して援助の内容や実施頻度等を記入した支援計画を作成します。	
サービスの提供	専門員の指示に基づき、生活支援員が日常的な援助を行います。	
利用料	福祉サービス利用援助や書類手続きなど	1時間まで 1,000円
	日常的金銭管理サービス 通帳等本人保管 通帳等社協保管	1時間まで 1,000円 1時間まで 1,500円 ※延長30分までごとに500円加算
	書類等預かりサービス	1か月 1,000円

2 福祉サービス利用援助事業

番号	事業名	財源			
		自主	補助	委託	事業
2	福祉サービス利用援助事業		市		○

判断能力のある、高齢者や身体障がいのある方を対象に、本人との契約に基づき福祉サービスの利用に関する支援を行います。また、助言や情報提供によりその意思決定や選択・契約を支援します。

日常的な金銭管理、通帳・権利証などの重要書類の預かり、苦情解決制度の利用の支援を通じて、利用者が地域で安心して生活を送れるようにします。

目標と方針

- 利用者の生活状況・身体状況を把握するとともに、利用者が自分で意思決定を行い、地域で安心して生活できるよう支援します。
- 支援を必要とする方が利用につながる事ができるよう、市民や関係機関に本事業の周知をします。

実施内容等

項目	内容	
対象者	判断能力のある、高齢者や身体障がいのある方	
契約締結	本人と社会福祉協議会が利用契約を結びます。	
サービス内容	福祉サービス利用援助、日常的金銭管理サービス、書類等預かりサービス	
支援計画作成	利用者の意向を確認して援助の内容や実施頻度等を記入した支援計画を作成します。	
サービスの提供	専門員の指示に基づき、生活支援員が日常的な援助を行います。	
利用料	福祉サービス利用援助や書類手続きなど	1時間まで 1,000円

	日常的金銭管理サービス 通帳等本人保管 通帳等社協保管	1時間まで1,000円 1時間まで1,500円 ※延長30分までごとに 500円加算
	書類等預かりサービス	1,000円/月

3 あんしん未来支援事業

番号	事業名	財源			
		自主	補助	委託	事業
3	あんしん未来支援事業		市		○

頼れる親族がいないために急な入院や亡くなった後のことが心配という方々が、安心して地域で暮らしていけるよう、十分な判断能力があるうちに、見守りや日常生活の支援、保証機能等個々の状況に応じた支援方法を決めて契約します。

目標と方針

- ホームページやYouTube、調布FMなどを活用した広報活動を行います。
- パンフレット内容の見直しを検討します。
- 本事業に関わるテーマ（任意後見や遺言書など）の講演会を開催し、市民の方々の啓発に努めます。
- 専門職からの助言を受け、一人ひとりに合った支援計画を作成し、地域で安心して生活が送れるように支援します。
- 月1回の訪問・電話による見守りサービスにて利用者の生活状況の把握や各関係機関と連携していきます。

実施内容等

項目	内容	
対象者	調布市在住の65歳以上の高齢者の方で、判断能力はあるが支援可能な親族のいない方 (資産額の要件は、3,000万円未満の方)	
契約締結	本人と協議会が利用契約を結び、預託金を預かります。	
サービス内容	<ul style="list-style-type: none"> ・見守りサービス ・日常生活支援サービス（預貯金の出し入れや支払い、入院・入所時における契約手続き等の支援） ・保証機能サービス（入院・入所時の保証人に準ずる支援、葬儀埋葬に要する手続き支援） ・書類等預かりサービス 	
支援計画作成	利用者の意向を確認して支援計画を作成します。	
サービスの提供	月1回の電話・訪問による安否確認の他、必要に応じて支援します。	
利用料	見守りサービス	1,500～2,000円/月

(資産額により決定)	日常的金銭管理サービス 保証機能サービス	1,500~2,000円/時間 延長30分までごとに500円加算 ※通帳等を協議会が保管する場合は、 最初の1時間に1,000円加算
	書類等預かりサービス	1,000円/月

第9 調布市総合福祉センターの運営

調布市総合福祉センターで実施している老人福祉センター事業及び身体障害者福祉センター事業並びに市民活動の場提供の事業計画です。

番号	事業名	財源			
		自主	補助	委託	事業
1	調布市総合福祉センターの運営【重点項目】			市	

令和4年度に続き、「調布市公共施設の開館・利用における感染拡大防止ガイドライン」を遵守し、高齢者、障がい者及びボランティア・市民活動の拠点となる活動場所を提供します。

また、調布市が進める総合福祉センターの整備計画を念頭に、その在り方を法人としても検討していきます。

1 貸出室の管理

目標と方針

- 高齢者、障がい者、ボランティア・市民活動団体及び市内在住者等の活動の場を提供します。また、社協機能を発揮して当事者の組織化とボランティア・市民活動団体との交流を促進し、当事者やボランティア・市民活動団体の主体的な活動を支援していきます。

実施内容等

- 201～203 会議室、茶室は、開館日のすべての時間で貸出を行います。
- 教養娯楽室は、日曜日、夜間の貸出を行います。
- 視聴覚室、トレーニングルームは、土・日曜日、夜間の貸出を行います。

2 教養娯楽室の利用

目標と方針

- 高齢者及び障がい者のみなさんの憩いと交流の場として教養娯楽室を一般開放します。

実施内容等

- 利用者の安全のため、初回利用時に利用者登録を行い、2回目以降は氏名を記入することで利用できます。
- 平日と土曜日の午前、午後に一般開放します。

3 入浴サービスの提供

目標と方針

- 家庭での入浴や公衆浴場を利用することが困難な高齢者及び障がい者の方に、入浴の機会を提供します。

実施内容等

- 男女各週1回午後の一般開放で利用できます。
- 利用者の安全のため、初回利用時に利用者登録を行い、2回目以降は氏名を記入することで利用できます。
- 一人では入浴が困難な方は、介護者とともに貸切での利用ができます。

4 センターの整備

目標と方針

- 現在の総合福祉センターの課題を、ハード、ソフト両面から整理し、地域共生社会の拠点となる新しい総合福祉センターづくりを目指します。

実施内容等

- 職員によるプロジェクトチームを構成し、各分野の視点から見える課題を集約し、新しい総合福祉センターづくりに活かします。

第10 調布市福祉人材育成センターの運営

地域の福祉人材の確保と福祉職員の専門性の向上を図るための計画です。福祉で働く人を増やすための資格研修や就労支援、福祉で働く力をつけるための専門研修、福祉に関心を持つ人を増やすための普及啓発、福祉的な実践から学びあうことを通じたネットワーク形成を行います。

番号	事業名	財源			
		自主	補助	委託	事業
1	調布市福祉人材育成センターの運営		市	市	○

1 福祉人材の養成

福祉で働くための資格の取得を促進し、市内で活躍できるよう情報提供や就職説明会を行います。

目標と方針

- 資格研修について市民にわかりやすい形で情報提供を行います。
- 資格研修受講者が資格取得後に活動できるように支援します。
- 障がいや福祉について発信できる当事者を養成する研修を行います。

実施内容等

① 資格研修等

事業名	実施回数・時間数	内容
介護職員初任者研修	年1回 (130時間)	介護の入門的資格研修
同行援護従業者養成研修 (一般課程)	年1回 (23時間)	視覚障がい者のガイドヘルパーの資格研修
同行援護従業者養成研修 (応用課程)	年1回 (12時間)	同行援護従業者サービス提供責任者 資格要件の研修
重度訪問介護従業者養成研修 (基礎・追加課程)	年1回 (20.5時間)	重度肢体不自由者等の介護の資格研修
知的障がい者(児)移動支援従業者養成研修	年2回 (19時間×2回)	知的障がい者のガイドヘルパーの資格研修
行動援護従業者養成研修	年1回 (24時間)	常時介護が必要な知的・精神障がい者の行動上の安全を支援するガイドヘルパーの資格研修
医療的ケア支援者養成研修 (特定の者)	年2回 (9時間+実地研修)	介護職員等によるたんの吸引等の研修(特定の者対象)
医療的ケア児等支援技術向上研修	集合：年2回 派遣：随時	医療的ケア児等の支援を行う職員のフォローアップ研修

障がい当事者講師養成研修	年1回(10時間)	障害理解について発信するための当事者講師の養成研修
--------------	-----------	---------------------------

② 就労支援

事業名	実施回数	内容
福祉のしごと相談・面接会	年1回	市内福祉事業所の合同就職相談・面接会（東京都福祉人材センター、ハローワーク府中共催）

2 専門性の向上

福祉職としての経験年数や職層に応じた階層別研修や職員の専門性を向上するためのテーマ別研修を行います。

目標と方針

- 内容に応じてライブ配信やオンデマンド配信（録画配信）等の多様な方法で研修を実施します。

実施内容等

① 階層別研修

事業名	対象	実施回数	内容
階層別研修 （新任職）	市内福祉事業所職員	年2回	福祉職員として基本姿勢、ビジネスマナー、社会資源について等
階層別研修 （中堅職）		年2回	組織のなかでのリーダーシップ、コミュニケーション、後進の育成等
階層別研修 （チームリーダー）		年1回	チームリーダーに求められる役割等

② 専門研修

事業名	対象	実施回数	内容
テーマ別専門研修	市内福祉事業所職員	年7回	虐待防止、援助技術等

3 市民参入に向けた普及啓発

福祉に関する理解を広め、地域の中に福祉と関わる人材を増やします。

目標と方針

- 「ちょうふ福祉ヒューマンライブラリー」を開催し、当事者参画のもと、福祉や障がいの普及・啓発を行います。
- 市内福祉事業所の求人情報をホームページで提供します。

実施内容等

事業名	対象者	実施回数	内容
イベント	市民、関係機関等	年1回	福祉ヒューマンライブラリー—の開催
ホームページ	市民、関係機関等	常時	福祉に関する求人情報及び研修情報の提供
広報	市民、関係機関等	随時	資格研修に関する情報提供

4 事業所あるいは職員間のネットワーク形成

「ちょうふ福祉実践フォーラム」を開催し、市内福祉事業所で働く職員の専門性の向上とネットワーク形成を目指します。

目標と方針

- 市内福祉職が実践から学びあう機会を作ります。

実施内容等

事業名	対象者	実施回数	内容
ちょうふ福祉実践フォーラム	市内福祉事業所職員等	年1回	福祉的実践の報告

第2部 ボランティア・市民活動の推進

I 事業方針

第1 現状と課題

新型コロナウイルスによる地域社会への様々な作用は長期化しています。ただし、その対応については、規制が徐々に緩和され、様々な市民活動について影響は残しつつも、オンラインを活用した会議やイベント等が行われるとともに、事業や活動の再開が多く見られるようになってきました。

各コーナー及び市民活動支援センター（以下、「センター」という）では、人々の関係性が希薄になった影響から、多様な「居場所」が必要とされている状況を鑑み、運営委員会で市内の「居場所探訪」を行うとともに、えんがわフェスタでも「居場所」の見学ツアーを開催し、参加された市民の方の地域参画につなげてきました。

また、スマートフォンを使いこなし、適切に情報へアクセスしたいという高齢者を対象に、市民によるスマホ講座やスマホ相談会等を開催してきました。

センターでは、昨年度運営委員会で検討され、完成した「2023～2027 市民活動支援センター中長期運営方針」（以下、「中長期運営方針」という。）により、今年度からの5か年の事業運営の基本的な考え方に基づいて、様々な課題解決に向けて取り組んでいきます。

さらに、災害への対応も含め、今年度も新型コロナウイルスの対応を考慮しながら、工夫した事業運営を心掛けていきます。

第2 基本方針

「中長期運営方針」の基本理念「市民が主役の住み続けたいまちづくり」・「未来に希望の持てる社会の実現」に向けて、多様な個人・団体・企業等と交流から協働、そして「共創」へと、運営委員会と共に開かれたセンター運営を継続していきます。

中間支援組織として求められる機能や役割を果たし、新たな「中長期運営方針」の実現に向けて、センター機能の充実を図ります。

第3 重点項目

1 新たな「中長期運営方針」の柱に対応したセンターの運営

- ① 市民の地域参加の推進
- ② パートナーシップの強化
- ③ えんがわファンドによる寄付文化の醸成
- ④ 居場所やサードプレイス(家庭や職場ではない第3の居心地の良い場)の周知と推進
- ⑤ 災害時に備えた支え合いの醸成

上記の柱を中心に同運営方針の基本理念の実現を目指します。

II 事業計画

市民活動を支援し、市民主体の住みよいまちづくりを進めていくための事業計画です。

番号	事業名	財源			
		自主	補助	委託	事業
1	市民活動支援センターの受託・運営			市協	

目標と方針

- 市民主体の視点を大切に、事業運営とサービス提供を進めます。

実施内容等

- 市民活動支援センター運営委員会による運営
多様な市民主体の開かれた運営を基本とし、運営委員会を定期的で開催します。また、委託元の調布市協働推進課と定例会議で情報共有します。
- 新たに選任にされた第11期の運営委員の皆さんと様々な視点での協議を行い、「中長期運営方針」の実現に向けて行動します。
- 市民活動支援センター利用者のニーズ把握
利用者の意見を反映したセンター運営を目指し、利用者アンケート調査や利用者会議等を開催し、その声を事業運営に活かしていきます。
- 市民交流事業の推進
地域の課題解決に向けた仲間作りを目的とした市民交流事業「えんがわフェスタ」を実施します。また「まち活フェスタ」の開催に主体的に取り組み、その中で協働推進課と連携し、まちの活性化、人材の発掘・育成に取り組みます。また、これらの事業に関わった個人や団体との協働への仕組みづくりを検討します。
- 「えんがわ文庫」の充実
「えんがわ文庫」の棚主を中心とした地域のつながりを一層広げ、市民主体の交流拠点になれるように工夫した運営を行います。また、棚主が主催する様々なイベントを通じ、多様な交流のきっかけを生み出します。
- 市民活動支援センター看板の設置
「センターの場所が外からわかりにくい」という積年の課題の解決策として、新たな看板の設置について、検討します。

番号	事業名	財源			
		自主	補助	委託	事業
2	コーナー（ブランチ）の運営	寄会歳基	市総	市協	○

目標と方針

- より地域に密着したボランティア・市民活動の支援拠点として、地域の課題解決に向け

た相談支援、事業運営とサービス提供を、センターと一体的に進めます。

実施内容等

- 各コーナー（ランチ）での市民交流事業の実施
各コーナー（ランチ）を拠点に活動する市民活動団体同士、あるいはランチの近隣住民等の地域コミュニティをつなぐ機会として、社協事業である小地域交流事業を含む、多様な交流事業を実施するとともに、地域の人材の発掘・育成及び地域内の協働に取り組みます。
- 多彩な地域組織、団体との連携【重点項目—②】
地域包括支援センターや自治会、地区協議会、ボランティア団体等と連携し、身近な地域課題の解決に向けて取り組みます。また、地域の市民活動団体の支援に取り組みます。各コーナーからの情報発信を行い、地域への情報提供に務めます。
- 野ヶ谷の郷（ランチ）の運営
空き店舗を利用し、市民で運営委員会を作り運営しているランチをバックアップし、地域の居場所として、機能の充実を図ります。
- 身近な地域での相談機能の充実【重点項目—④】
市民の身近な拠点である各コーナー（ランチ）のコーディネーターは、地域福祉コーディネーター（コミュニティソーシャルワーカー）や地域支え合い推進員と連携して、地域課題の解決に取り組みます。
また、身近な地域で「人」「居場所」「つながり」「多様な活動」が育まれるようなコーディネートを進めます。

番号	事業名	財源			
		自主 寄会歳基	補助 市総	委託 市協	事業 ○
3	ボランティア・市民活動団体及び個人への支援及び居場所やサードプレイスの拡充 【重点項目—②・④】				○

目標と方針

- 地域の課題解決にむけて、主体的に取り組む個人や団体の活動を促進するための各種サービスを提供します。
- 市民ひとりひとりが、心身ともに健康で暮らせるための場づくりや、それらサードプレイスの価値や意義を周知・啓発し、地域参画の多様な入口の開発を支援します。

実施内容等

- 市民活動に関する相談事業の実施と地域課題発掘力の強化
市民活動をはじめとする様々な相談対応を充実させます。また、地域の課題やニーズ把握、社会資源を確認し、市民活動に参加したい個人・団体と支援を求めている個人・団体のより良いマッチングを図ります。
- えんがわ文庫に関わる棚主や利用者の声を活かし、居心地の良い地域のサードプレイスとして、さらに開かれた場にできるよう取り組みます。

- 団体への支援として、市民ニーズに基づき、多彩な講座を専門家の協力を得て準備・開催し、参加者へのフォローアップを行います。
- 市内の市民活動団体が行う活動へ職員が見学・参加することで、団体やその活動内容をより深く理解できるようにするとともに、その内容の情報発信に努め、広く市民への周知につなげます。
- 個人や団体が取り組む居場所づくりをサポートし、市民が地域につながるための多様な入口を増やしていきます。
- サードプレイスや居場所の必要性を啓蒙するため、地域への関心が高まるような取組みや仕掛けを検討・実施します。
- 施設や機能の効率的な運用
 - ・ はばたきスペース、ボランティア活動室の管理運営（国領・小島町）
 - ・ ロッカー、メールボックスの管理運営（国領・小島町）
 - ・ 倉庫スペースの貸出し（国領）
 - ・ パソコンコーナーの提供（国領）
 - ・ 印刷コーナーの設置（国領：印刷のみ有料）
 - ・ 情報コーナー・展示スペースの提供（国領）
 - ・ 電話代行サービスの提供（国領：月単位 有料）
 - ・ ボランティア保険・行事保険の加入受付（国領・各コーナー）

番号	事業名	財源			
		自主	補助	委託	事業
4	人材発掘・育成及び学びの機会提供	寄会歳基	市総	市協	○

目標と方針

- 地域課題に対して主体的に取り組む人材の発掘および育成をします。
- 地域活動における人材の把握と活用を目的とした「人材リスト」の作成を進めます。

実施内容等

- 全てのプログラムにおいて、新たな人材と出会い、共に成長する機会ととらえ、事業運営をします。また、参加された方々へのフォローも行っていきます。
- 「まちを良くしたい」という意思を持つ市民がまちにとって活かされる人材のリスト作成を進め、人材の有効活用に努めます。
- 出前講座の実施（学校や企業等で実施する講座・研修会への協力）
学校や企業、地域等で行われる総合的な学習の時間、市民活動講座や研修会等へボランティアスタッフや障がい当事者、コーディネーターが出向き講座を実施します。
- サマーボランティアプログラムの実施
おもに中・高・大学生、社会人を対象に、夏休み期間を利用したボランティア活動体験プログラムを実施し、地域参画のきっかけづくりや活動目的の理解・学習としての機会を提供します。
体験者のフォローアップを行い、活動参加への情報提供・アドバイスをおこなうことで、

新たな人材の発掘や育成の機会とします。

- 各種講座の実施
これから市民活動を始めようという方や、既に活動を展開している団体等、それぞれのニーズに対応する講座を、前述の団体支援の講座（P70）や出張講座を含め実施します。広く市民活動に関する入門講座や防災教育等、専門的なテーマに基づく講座を実施し、互いに支え合う地域づくりを進めます。
- ボランティアガイダンスの実施
市民の自発的な社会貢献活動のきっかけづくり、ボランティアの基本的な考え方や活動のポイントを学び、その後の活動につなげていけるよう、センター並びに各コーナー（ブランチ）が連携してガイダンスを定期的に行い、人材を発掘・育成します。
- 生涯学習情報コーナーとの協働により、地域デビュー推進事業との連携を進め、新たな人材の発掘に努めます。

番号	事業名	財源			
		自主	補助	委託	事業
5	情報発信と共有の強化	寄会歳基	市総	市協	○

目標と方針

- 情報発信だけにとどまらず、発信された情報がより多くの必要としている市民に届けることができるように創意工夫を進めます。
- ホームページや「えんがわだより」に加え、SNS 等も含め、時代に合わせた情報発信（ICT の活用）が行えるよう、発信力の強化に努めます。

実施内容等

- SNS 等の多彩な情報発信ツールを活用し、よりタイムリーにより多くの市民へ情報が届けられるように努めます。
- Twitter での情報発信を継続し、フォロワー数 1,000 人を目指します。
- 情報紙「えんがわだより」をさらに読みやすく、わかりやすくするためカラー印刷を検討します。合わせて発行スケジュールも再検討します。
- 調布市報、ふくしの窓（社協広報誌）、ケーブルテレビやコミュニティ FM、タウン誌、「ちよみっと」をはじめとするインターネット上のポータルサイト等多様なメディアを活用し、市民活動に関する情報提供を行っていきます。
- センターホームページの内容充実を図るとともに、団体情報をしっかり確認し、正確な情報発信を務めます。

番号	事業名	財源			
		自主	補助	委託	事業
6	市民活動助成事業「えんがわファンド」を活用した市民活動支援と寄付文化の醸成 【重点項目—③】	寄			○

目標と方針

- 調布のボランティア・市民活動を「資金」と「つながり」で助成する「えんがわファンド」を活用し、市内のボランティア・市民活動団体の発展に寄与し、調布のまちがより豊かな「市民が主役の住み続けたいまちづくり」・「未来に希望の持てる社会の実現」につながるよう進めます。
- 共感者としてのサポーターの拡大に努め、個人、市内企業・団体の寄付文化の醸成に努めます。

実施内容等

- 自発的に社会的・公益的な活動を展開するボランティアグループ・市民活動団体の運営支援を目的として、えんがわファンドを活用し、活動資金の助成を行います。
- サポーター会員等の支援者と助成団体との交流の場を設け、支援者と助成団体相互の顔が見える関係を作り、協働の輪を拡大できるように支援します。
- えんがわファンド助成団体には、助成金の適切な使用を確認するとともに、職員や運営委員等による活動見学を実施し、必要に応じてアドバイスをします。各種団体との連携事業の実施支援等、センターとの関係や団体同士の協働が広がるよう支援します。
- サポーター会員（会費）の拡大につながるように、サポーター会員制度の広報活動を強化し、市内企業・団体へのアプローチを行います。共感者を増やすとともに、活動への参加機会の提供に努めます。また、市民ファンドとしての継続的な自立のため、サポーター会費を含め、寄付文化の醸成を推進し、寄付金収入の増加を目指します。

番号	事業名	財源			
		自主	補助	委託	事業
7	市民の地域参加の推進・パートナーシップの強化 【重点項目—①・②】	寄会歳基	市総	市協	○

目標と方針

- 様々な事業を「つながる」機会としてとらえ、多様な個人、団体の「協働」促進に取り組みます。
- 市民ひとりひとりが地域と関わり、互いに支えあう関係づくりを進めるため、様々な専門機関と連携し、自治会、地区協議会、民間団体、民間企業、学校、NPO、行政等多様な立場の交流を協働の機会にできるよう進めていきます。

実施内容等

- 社会情勢や地域ニーズに応じて、NPO等の市民活動団体、地区協議会等の地域活動団体、児童・福祉施設等との協働プログラムを企画・実施します。

- 関わる多様な人材を活かし、多彩な交流プログラム（えんがわカフェ）を企画し、つながりや協働の機会創出に努めます。
- 市内の大学との連携を深め、授業への協力を進めるとともに、市民活動への大学生の参加が得られるように働きかけます。
- ちょうふチャリティーウォークの実施（共催事業）
 企業、市民活動団体、行政による協働事業としてちょうふチャリティーウォークを実行委員会主体にして実施します。参加費はえんがわファンドの原資として活用します。
 協働事業の積み重ねによって民間団体や企業との連携を模索し、災害時対応や地域課題に関して話しあう場に発展していけるよう工夫をしていきます。
- 企業との連携
 事業を通じて関係性の深まった調布市商工会青年部との連携をさらに進め、地域の活性化に向けた協働の取り組みを検討します。また、調布青年会議所との連携方法について、協議検討を進めます。
- 調布市各部署および他自治体の市民活動支援センター等との連携
 公民館、生涯学習情報コーナーをはじめとして調布市の各部署と連携して活動支援を図ります。また、東京ボランティア・市民活動センター及びその他区市町村の中間支援組織（市民活動支援センター等）と連携を継続し、情報交換等を行っていきます。
- 地域包括支援センターとの連携
 センター及び各コーナー（ランチ）は市内各所の地域包括支援センターと連携し、「認知症の方を地域で支えるための講座」、「認知症サポーター養成講座」等を実施します。
 さらに受講後の活動支援に取り組めます。
- 市民プラザあくろす内の連携
 男女共同参画推進センター、産業労働支援センター及び指定管理者との定期的な会議に参加し、連携を図ります。

番号	事業名	財源			
		自主 寄会歳基	補助 市総	委託 市協	事業 ○
8	災害時に備えた支え合いの醸成 【重点項目—⑤】				○

目標と方針

- 台風被害による災害ボランティアセンターの設置の経験・教訓を生かし、地震のみならず風水害も想定した大規模災害時の支援の在り方を検討し、準備します。

実施内容等

- 調布市地域防災計画に基づく災害ボランティアセンターの設置について、調布市と具体的な協議を進め、災害時要配慮者を考慮した運営マニュアルを整備します。
- 被災地支援や災害ボランティアセンター運営等に協力していただける災害ボランティアの発掘・育成に向けて、各種災害ボランティア講座を開催していきます。
- 調布市が実施する「総合防災訓練」に積極的に参加し、災害ボランティアセンター運営の訓練に取り組み、災害ボランティア講座参加者等、多様な市民に参加を呼びかけます。

- 調布青年会議所をはじめ、協働事業によって関係が構築された企業、団体との連携により、災害時の協力体制が得られるように働きかけを進めます。
- 地区協議会や災害関係団体等の防災プログラムへ積極的に協力します。

番号	事業名	財源			
		自主	補助	委託	事業
9	調査・研究・提言活動	寄会歳基	市総	市協	○

目標と方針

- 様々な市民活動の実態を確認するため調査・研究を行い、市民ニーズの把握に努めます。
- 昨期の運営委員会で継続して取り組んできた「居場所探訪プロジェクト」の成果を、地域でこれから居場所に関わりたい、作りたいと考える人が活用できるように整理・発信します。

実施内容等

- 過去に実施した市民活動に関する個人・団体向け調査の結果を振り返るとともに、前述のセンター利用者アンケート調査（P69）等も踏まえ、市民活動の実態の変化や推移を把握し、今後の支援に活かしていきます。
- 「居場所探訪プロジェクト」の取り組みを整理し、そこでの学びや気づきを広く市民が活用できるよう、紙媒体やホームページ等で発信します。

番号	事業名	財源			
		自主	補助	委託	事業
10	職員の育成 等	寄会歳基	市総	市協	○

目標と方針

- 多様化するニーズに対応するため、職員のスキルアップにつながる研修の充実をはかります。
- 運営委員会がセンター運営や地域へ、より一層の好影響をもたらすことができるよう、運営委員の研修や学習機会の創出に取り組みます。
- 様々な関係先との連携や情報交換等を通じて、研鑽に努めます。また、広く社会に資するため互いのノウハウや情報の共有、事業協力等も積極的に受け入れます。

実施内容等

- 市民の方々の要望に応えるべく、職員の相談対応力等を高めていけるよう外部研修受講の機会を増やし、職員のスキルアップを図ります。
- センターが主催する講座等にも職員が参加し、市民と共に学びを深めていきます。
- 運営委員が地域やセンター運営への理解を深め、さらに活躍しやすくなるよう、勉強会や研修の機会を検討・実施します。
- 他団体会議・講座等への講師、委員、パネラー等職員派遣をします。

第2部 ボランティア・市民活動の推進

- センター運営や事業実施等について、視察・見学の受入を随時行います。
- 北多摩南部ブロックのボランティア・市民活動センターと連携します。

第3部 希望の家の運営

I 事業方針

第1 現状と課題

約3年にわたって新型コロナウイルス感染症によるさまざまな制約を受けてきましたが、ようやく大幅な制限緩和が見込まれることとなりました。今年度はより躍動感のある日常を取り戻していきたいと思えます。

この間、社会情勢も大きく変化しました。人口減少、少子化、高齢化はますます深刻化し、介護費や医療費の増加や労働力減による経済力の低下などが顕在化しています。さらに昨今の異常気象や災害、世界の食糧事情、資源枯渇の危機なども加わり、漠然とした将来への不安を抱かざるを得ない状況です。そのような中、希望の家では利用者、家族、そして職員が将来への希望を抱き、安心して生活できるサービス提供、職場環境の整備に取り組んでまいります。

利用状況について、昨年度、調布市希望の家では利用者1人が施設入所のため退所されました。また、希望の家深大寺では利用者2人が亡くなり、3人が施設入所となり、あわせて5人が退所されました。その一方、新規入所者は希望の家深大寺の1人のみでした。利用者の入退所は今後も想定されますが、特に希望の家深大寺においては利用人数が運営に与える影響が大きいため、安定運営に向けての課題となっています。

第2 基本方針

重度の知的障がい者を受け入れるセーフティネットの役割を担う施設として、利用者の個別性を大切にし、利用者、市民に信頼される施設運営に努めます。

そして、利用者の障がいの特性を理解し、一人ひとりに対して健康的で楽しい日中活動を提供し、地域での生活を豊かにします。

第3 重点項目

1 個別支援・日中活動の充実

利用者の尊厳を大切に丁寧な関わり適切な支援に努めます。また、利用者の個性や特性に配慮した支援のありかたを考えていくために、個々の職員が数年かけて積み重ねてきた経験値を全職員間で共有し、支援内容を検証するとともに、利用者の社会経験の蓄積や生きがい、楽しみにつながるよう新たな活動の創出に挑戦します。

2 事業継続計画（BCP）の策定

昨年度、希望の家では新型コロナウイルス感染症の集団感染が発生してしまいました。このように感染症や自然災害が発生した場合であっても、サービスが安定的、継続的に提供される必要があることから、令和3年度の介護報酬改定において事業継続計画（BCP）の策定が義務付けられました。今年度中に三施設共通のBCPを策定してまいります。

3 職員の支援力向上と労働環境の整備

職員が支援力向上と併せて、仕事を通じて自身の成長を実感できるよう個別面談やミーティングの機会を充実させるとともに、スーパービジョンを導入するなど、自分たちの支援を客観的に検証する機会をつくります。また、休憩時間の確保や適正な労働時間、休暇の取得など働き方の改善に努めます。

II 事業計画

第1 調布市希望の家の運営

知的障がい者生活介護事業として調布市から受託している調布市希望の家の事業運営計画です。

	事業名	財源			
		自主 他	補助	委託 市	事業 ○
1	調布市希望の家運営受託事業				

実施内容等

1 利用人数

調布市希望の家 24人 利用定員 (26人)	調布市希望の家分場 11人 利用定員 (12人)	合計 35人 利用定員 (38人)
利用日時	利用時間	月～金曜日 9:00～16:00
	休日	土日祝・年末年始

2 健康維持、教養娯楽活動、各種イベントなど

◎定例活動

活動	回数/内容
体操教室 (講師による指導)	月2回/柔軟運動や体操など(本場のみ)
ダンス教室 (講師による指導)	月1回/柔軟運動やダンスなど(分場のみ)
水泳教室 (講師による指導)	1人月1回程度(冬季を除く・希望制) /水泳活動および水中ウォーキングなど(分場のみ)
音楽教室 (講師による指導)	月1回/ピアノの伴奏に合わせたリクエストによる歌と楽器演奏
ジャンベ教室 (講師による指導)	月2回/アフリカ太鼓の自由な演奏
あーと教室 (講師による指導)	月1回/手芸や工作など、独創的な創作活動(本場のみ)

作業療法活動 (作業療法士による指導)	月1~2回/それぞれの能力に合わせた健康維持活動、創作活動
パソコン教室 (講師による指導)	月1回/パソコンで年賀状やカレンダーなどを作成(本場のみ)
健康維持活動	適時/ウォーキング、公園散策など
入浴	月1~2回(分場のみ・希望制)

◎イベント活動

活動	回数/内容
日帰り旅行	年1回/大型バスで相模湖プレジャーフォレストに行く予定
教養娯楽活動	適時/ゲーム・レクリエーション、季節に合わせたイベント(夏祭り、ハロウィン、節分、初詣など)、畑作物の収穫、年末お疲れさま会、年度末お楽しみ会など
リフレッシュ活動	リフレッシュと社会経験を積む機会としてのグループ外出活動(時期、回数、内容など未定)
運動会	年1回/調布市福祉作業所等連絡会主催運動会に参加
音楽鑑賞会	年1回/プロのJAZZ奏者を招いての音楽鑑賞及び交流
地域のつどい	近年は本場で8月の金曜に実施。他作業所のキッチンカー、ミニ販売会、子どもが楽しめるゲームコーナーを用意し、地域の方々と交流する機会を作る。
二十歳を祝うつどい	二十歳を迎えた利用者をお祝いする会
作品展示会	年1回/市民活動支援センターのギャラリー等にて、活動で作った作品による「希望の家手づくり展」を開催

3 作業活動

各種生産及び作業活動を提供し、収入から工賃を支給します。

作業内容	企業受託(軽作業)	和菓子の箱詰め・箱折・シール貼り、カーテン部品の袋入れ、学校ジャージ再利用のための刺繍取り
	自治体受託(軽作業)	公園清掃
	地域団体受託	フードドライブ食品運搬
	自主製品販売(常設委託販売・イベント販売)	レターセット、メモ帳、刺繍製品、手作りコースター、アクセサリなどの製作と販売、常設委託販売(社協わかさショップ)のほか、地域のつどい、福祉まつり等でのイベント販売を実施
	ポスティング	福祉作業所等連絡会共同受注による、社協広報紙「ふくしの窓」(隔月1回)、地域活動情報誌じよいなす(年1回)、ごみカレンダー(年1回)の全戸配布
	古紙回収	公共施設、福祉施設、企業、学校などから回収した古紙をリサイクル業者に納入
工賃	点数制で計算し、毎月20日口座振り込みにて支給	

4 昼食提供

- 配食業者と提携し、昼食（弁当）を提供します。
- 普通食に加え、低カロリー食や肉類除去食、アレルギー対応食のほか、軟飯、刻み食にも対応します。
- お楽しみ企画として定期的な出前昼食やカレー昼食の日を設けます。

5 健康診断・健康管理

- 利用者の健康診断結果をもとに医師による健康相談、月1回の健康チェックで体重やバイタルの確認をします。
- 家族・医療機関・訪問看護事業所などと連携し、健康維持に努めます。
- 衛生環境を整え、感染症対策に努めます。

種 類	回 数／内 容
健康診断（生活習慣病予防など）	年1回／身長、体重、問診、胸部X線、検尿、血液検査 40歳以上は眼底、骨粗鬆症、心電図検査の実施
聴診、健康相談（嘱託医）	本場（年4回）、分場（年3回）／利用者の健康管理と健康上の相談
体重・体脂肪・血圧測定（看護師）	月1回以上 年間を通して看護師による個別の健康管理を実施
歯科健診	年1回／歯の状態確認、歯磨きの助言を実施
インフルエンザ予防接種	年1回／希望者に実施
PCR検査・抗原抗体検査	必要に応じて実施

6 利用者及び家族支援など

(1) 当事者活動の支援

利用者、家族の当事者活動を支援するとともに、その意見を運営に反映させるために、利用者自治会、家族会の開催に協力します。

利用者の重度化や親の高齢化、時代の変化等によりいずれの会も運営面での課題が生じており、今後のあり方について検討が必要となっています。利用者、家族の主体性を尊重し、今後の組織運営や活動について意思決定できるよう支援していきます。

団体名	回 数／内 容
利用者自治会	月1回／オンラインで3施設の近況報告やイベントの報告などを行います。 運営委員会への参加（会より1人委員推薦）
家族会	施設主催の連絡会を随時開催／施設からの報告や意見聴取、家族間交流などを行います。 運営委員会への参加（会より1人委員推薦）

(2) 利用者の家庭支援

- 継続した通所のため、地域生活の安定を図るとともに個別の状況に合わせ、生活上の問題解決に向けて関係機関と連携し支援します。

- 延長利用（日中一時支援）を実施し、求められるサービス内容について検討していきます。

7 送迎事業

- 自力での通所が困難な利用者を対象に調布市希望の家送迎サービス実施基準に基づき実施します。
- 10人乗りワゴン車、8人乗り貨物車、車いす対応リフト車などを使用し、職員や送迎員（臨時職員、派遣職員）の運転および添乗で、施設ごとに運行します。対象利用者それぞれの自宅（市内グループホームを含む）、若しくは自宅近辺を乗降場所として、コースを設定します。また、ショートステイなどによる施設間の送り迎えにも対応します。（市内のみ）
- 一部業者委託（本場、分場それぞれ運転手1人）により、通所送迎と日中活動に係わる運行を実施します。

8 運営管理業務

(1) 苦情や要望の受付と問題解決

- 第三者委員2人と苦情受付担当者1人、責任者1人を置き、相談窓口を常時設置します。
- 利用者・家族、関係者に対し、施設長が苦情や意見の受付を行います。
- 定期的に第三者委員会を開催し、課題の解決につなげます。
- 虐待防止及び身体拘束等の適正化のための研修を実施するとともに、法人の虐待防止委員会及び身体拘束適正化委員会に統括施設長が参加し、虐待防止等に努めます。

(2) 運営委員会

- 理事会の諮問機関として、施設の管理運営、事業計画及び運営などについて検討します。

(3) サービス評価

- 3年に1度、外部機関からのサービス評価を受けていますが、今年度は施設独自の利用者・家族アンケートを実施します。

(4) 職員の支援力向上と労働環境の整備【重点項目】

- 内部研修や勉強会、外部研修への参加、事例検討やスーパービジョンなどを通じて、おもに障がい福祉分野の基礎知識を学ぶとともに、適切な支援について常に考え、振り返りながら支援力の向上を目指します。また、3施設の職員間で相互に補完、協力し合えるような関係を築きます。
- ICTを活用して業務の効率化を図り、業務内容やスケジュールの見直しを行うことで、休憩時間の確保や時間外勤務の削減、休暇取得率の向上など、労働環境の改善に取り組みます。

(5) 事業・建物管理

- 市の所管部署である障害福祉課及び法人事務局と連携して、円滑な運営に努めます。

(6) 危機管理体制の整備【重点項目】

- 利用者の安心・安全を守るように避難訓練、防犯訓練の実施のほか、事故の未然防止と家族への連絡や引き渡しなどについても的確な緊急対応ができるように努めます。
- 自然災害・感染症に対しての事業継続計画（BCP）を策定します。

9 地域との交流・協働

- 地域のつどいや自主製品販売、小地域交流事業（富士見・入間地区等）などを通じて、障がい福祉や施設運営への理解と協力を広げるとともに、会議室の貸し出し、石原小学校地区協議会への参加など、地域に根付いた施設としての役割を果たします。
- 公園清掃などの周辺地域の美化活動などを通じて、地域との繋がりをより深めていきます。
- 地域の各団体からの受託作業を通じて、古紙回収・フードバンクなど、市内さまざまな場所での活動によって利用者の社会参加を図ります。

10 その他

(1) 個別支援・日中活動の充実【重点項目】

- 利用者や家族の意向を踏まえて個別支援計画を作成（誕生日）し、半年ごとの面談で振り返りを行います。
- 利用者支援に役立てるため、基本情報シート、日常生活支援シートの整備を進めます。
- 強度行動障がいのある利用者や自閉症傾向のある利用者に対し、適切なコミュニケーション手段や環境を創出し、利用者それぞれに合わせた活動を提供します。
- 希望の家3施設の垣根を越えて、利用者同士が交流できる機会の創出を図ります。
- 多様な視点や創意工夫で新たな活動への取り組みにも挑戦します。

(2) 広報

ふくしの窓をはじめ市報、ホームページなどで随時施設の様子をお伝えしていきます。

種類	回数／内容
月のお知らせ	月1回／利用者・家族・関係者向けの予定表とお知らせ
季刊誌	年3回／行事や活動の報告など
ふくしの窓、市報、ホームページ（社協HP内）	行事や活動の報告など

(3) 実習生・ボランティアや見学者の受け入れ

- 実習生・ボランティアなどを受け入れることで、施設への理解を広げるとともに、外部の視点を運営に活かします。

第2 希望の家深大寺の管理運営

知的障がい者生活介護事業である希望の家深大寺の管理運営事業計画です。

番号	事業名	財源			
		自主	補助	委託	事業
1	希望の家深大寺管理運営事業	他	市		○

実施内容等

1 利用人数

利用定員 (30人)	希望の家深大寺 16人	
利用日時	利用時間	月～金曜日 9:00～16:00
	休日	土日祝・年末年始

2 健康維持、教養娯楽活動、各種イベントなど

◎定例活動

活動	回数/内容
ダンス教室 (講師による指導)	月2回/器具を使った柔軟運動やダンスなど
音楽教室 (講師による指導)	月2回/ピアノ伴奏に合わせた歌と楽器演奏
ジャンベ教室 (講師による指導)	月2回/アフリカ太鼓の自由な演奏
水泳教室 (講師による指導)	1人月1～2回程度(冬季を除く・希望制) /水泳活動および水中ウォーキングなど
作業療法活動 (作業療法士による指導)	月2回/それぞれの能力に合わせた健康維持活動、創作活動
ウォーキング	1人週2回以上/近隣及び公園等での30分～1時間程度の散策
美化活動(公園清掃)	1人週1回程度/施設周辺及び指定公園の清掃活動
ミニ調理	月1回/昼食及びデザート程度の簡単な調理活動
入浴	1人月1～2回程度(希望制)

◎イベント活動

活動	回数/内容
日帰り旅行	年1回/中型バスで相模湖プレジャーフォレストに行く予定
リフレッシュ活動	リフレッシュと社会経験を積む機会としてのグループ外出活動 (時期、回数、内容など未定)
運動会	年1回/福祉作業所等連絡会主催の運動会に参加
音楽鑑賞会	年1回/プロのJazz演奏者を招いての音楽鑑賞および交流
地域のつどい	年1回/敷地内に模擬店等を出店するなど、地域との交流機会となる催しを実施
二十歳を祝うつどい	二十歳を迎えた利用者をお祝いする会

作品展示会	年1回／市民活動支援センターギャラリー等にて、活動で作られた作品による「希望の家手づくり展」を開催
その他の活動	年度末お楽しみ会、季節行事など

3 作業活動

各種生産及び作業活動を提供し、収入から工賃を支給します。法人としての地域とのつながりを活かして、古紙回収先を増やすなど、新たな作業活動開拓に努めます。

作業内容	企業からの受託	ねじの組立、医療検査器具封入など
	古紙回収	福祉施設、学校等から回収した古紙をリサイクル業者に納入
	広報紙等ポスティング	社協広報紙「ふくしの窓」隔月1回、地域活動情報誌じよいなす年1回（調布市福祉作業所等連絡会共同受注）
	工賃	点数制で計算し、毎月20日口座振り込みにて支給

4 昼食提供

- 配食業者と提携し、昼食（弁当）を提供します。
- 普通食に加え、低カロリー食や肉類除去食、アレルギー対応食のほか、軟飯、刻み食にも対応します。
- お楽しみ企画として定期的に出前昼食やカレー昼食の日を設けます。

5 健康診断・健康管理

- 利用者の個人状況に合わせた健康診断・健康管理を実施し、健康の維持を支援します。
- 医療機関・訪問看護事業所等他機関との連携を強化し、健康維持に努めます。
- 衛生環境を整え、感染症対策に努めます。

種類	回数／内容
健康診断（生活習慣病検診など）	年1回／身長、体重、問診、胸部X線、検尿、血液検査 40才以上は眼底、骨粗鬆症、心電図検査の実施
健康相談・問診（嘱託医）	年6回／利用者の健康管理と健康上の相談
体重・体脂肪・血圧測定（看護師）	月1回以上／年間を通して看護師による個別の健康管理を実施
歯科健診	年1回／健診、歯磨き指導を実施
インフルエンザ予防接種	年1回／希望者に実施
PCR検査・抗原抗体検査	必要に応じて実施

6 利用者及び家族支援など

(1) 当事者活動の支援

利用者、家族の当事者活動を支援するとともに、その意見を運営に反映させるために、利用者自治会、家族会の開催に協力します。

利用者の重度化や親の高齢化、時代の変化等によりいずれの会も運営面での課題が生じており、今後のあり方について検討が必要となっています。利用者、家族の主体性を尊重し、今後の組織運営や活動について意思決定できるよう支援していきます。

団体名	回数／内容
利用者自治会	月1回／オンラインで3施設の近況報告やイベントの報告などを行います。 運営委員会への参加（会より1人委員推薦）
家族会	施設主催の連絡会を随時開催／施設からの報告や意見聴取、家族間交流などを行います。 運営委員会への参加（会より1人委員推薦）

(2) 利用者の家庭支援

- 継続した通所のため、地域生活の安定を図るとともに個別の状況に合わせ、生活上の問題解決に向けて関係機関と連携し支援します。
- 延長利用（日中一時支援）を実施し、求められるサービス内容について検討していきます。

7 送迎事業

- 自力での通所が困難な利用者を対象に希望の家深大寺送迎サービス実施基準に基づき実施します。
- 10人乗りワゴン車等を使用し、職員や送迎員（臨時職員、派遣職員）の運転・添乗で、運行します。対象利用者それぞれの自宅（市内グループホームを含む）前、若しくは自宅近辺を乗降場所として、コースを設定します。また、ショートステイなどによる施設間の送り迎えにも対応します。（市内のみ）
- 一部業者委託（運転手1人）により、通所送迎と日中活動に係わる運行を実施します。
- 安全運転管理者を選任し、安全運転の励行に努めます。

8 運営管理業務

(1) 苦情や要望の受付と問題解決

- 第三者委員2人と苦情受付担当者1人、責任者1人を置き、相談窓口を常時設置します。
- 利用者・家族、関係者に対し、施設長が苦情や意見の受付を行います。
- 定期的に第三者委員会を開催し、課題の解決につなげます。
- 虐待防止及び身体拘束等の適正化のための研修を実施するとともに、法人の虐待防止委員会及び身体拘束適正化委員会に統括施設長が参加し、虐待防止等に努めます。

(2) 運営委員会

- 理事会の諮問機関として、施設の管理運営、事業計画及び運営などについて検討します。

(3) サービス評価

- 3年に1度、外部機関からのサービス評価を受けていますが、今年度は施設独自の利用者・

家族アンケートを実施します。

(4) 職員の支援力向上と労働環境の整備【重点項目】

- 内部研修や勉強会、外部研修への参加、事例検討やスーパービジョンなどを通じて、おもに障がい福祉分野の基礎知識を学ぶとともに、適切な支援について常に考え、振り返りながら支援力の向上を目指します。また、3施設の職員間で相互に補完、協力し合えるような関係を築きます。
- ICTを活用して業務の効率化を図り、業務内容やスケジュールの見直しを行うことで、休憩時間の確保や時間外勤務の削減、休暇取得率の向上など、労働環境の改善に取り組みます。

(5) 事業・建物管理

- 調布市障害福祉課及び法人事務局と連携して、円滑な運営に努めます。

(6) 危機管理体制の整備【重点項目】

- 利用者の安心・安全を守るように避難訓練、防犯訓練の実施のほか、事故の未然防止と家族への連絡や引き渡しなどについても的確な緊急対応ができるように努めます。
- 自然災害・感染症に対する事業継続計画（BCP）を策定します。

(7) 安定した施設運営の検討

- 利用者が安心して活動できる施設運営のため、利用者の障害程度及び定数など、受入基準の見直しを検討します。

9 地域との交流・協働

- 地域の自治会が行う「防災・防犯パトロール」などの行事への職員参加や、希望の家深大寺「地域のつどい」に自治会に関わっていただくなど、引き続き交流を深めます。
- 北ノ台小学校地区協議会（北ノ台まちづくりネットワーク）の運営委員会に参加し、避難訓練や様々な行事を通して地域との連携を図ります。また、当地区協議会による「朝市」では、希望の家車両による来場者送迎を行うなど、地域における公益活動を積極的に実施します。
- 施設の機能訓練室などを地区協議会運営委員会・地域の自治会・活動団体などに貸し出すことで、地域住民との交流を深めます。

10 その他

(1) 個別支援・日中活動の充実【重点項目】

- 利用者や家族の意向を踏まえて個別支援計画を作成（誕生日）し、半年ごとの面談で振り返りを行います。
- 利用者支援に役立てるため、基本情報シート、日常生活支援シートの整備を進めます。

- 強度行動障がいのある利用者や自閉症傾向のある利用者に対し、適切なコミュニケーション手段や環境を創出し、利用者それぞれに合わせた活動を提供します。
- 希望の家3施設の垣根を越えて、利用者同士が交流できる機会の創出を図ります。
- 多様な視点や創意工夫で新たな活動への取り組みにも挑戦します。
- 既存の受注作業だけに頼るのではない、集中力を養う機会や身体機能維持の機会として、日常において安定して提供できる課題活動(型はめ作業や紐通し作業など)を創出します。

(2) 広報

ふくしの窓をはじめ市報、ホームページなどで随時施設の様子をお伝えしていきます。

種類	回数/内容
月のお知らせ	月1回/利用者・家族・関係者向けの予定表とお知らせ。
季刊誌	年3回/行事や活動の報告など。
ふくしの窓、市報、ホームページ(社協HP内)	行事や活動の報告など。

(3) 実習生・ボランティアや見学者の受け入れ

- 実習生・ボランティアなどを受け入れることで、施設への理解を広げるとともに、外部の視点を運営に活かします。

第4部 調布市こころの健康支援センターの運営

I 事業方針

第1 現状と課題

こころの相談事業では毎月35人程度の新規相談があります。昨年に引き続きインターネットを見て、という方が多くなっています。また、10代、20代の若者の相談が増加し、学生の相談も増えています。こうした社会情勢もあいまって、心の病がありながら一般就労へ進んでいくことの困難性を感じておられる方が多くいらっしゃいます。またセンターは開設17年目を迎え、継続して相談支援を受けてこられた方の高齢化も伴っており、そうした1人1人の支援ニーズを受けとめて関係機関との重層的な支援体制を構築しながら、その方らしい生活ができるように取り組んでまいります。

第2 基本方針

相談支援と生活訓練事業、デイ事業、計画相談事業、就労支援事業、本人・家族支援事業、普及啓発事業等を一体的に実施し、市民のメンタルヘルスの課題や精神保健福祉の推進について、様々な機関と連携して取り組みます。

第3 重点項目

1 幅広い年齢層の複合的な相談に対応できる支援の質の向上

相談者の年齢層が若者・高齢の層に分かれ、それぞれのライフステージに沿った支援の必要性が生じています。発達障害者支援においては大学生あるいは、20代の相談が増え、視覚的かつ見通しがつきやすい支援が求められています。また長年生活相談や就労相談・通所を継続している方も高齢になり、介護保険への切り替え、高齢者サービスへの移行が必要になる方も増えてきました。こうした状況をふまえて相談支援のあり方やセンターの通所メニューの再検討を図りつつ、よりよいサービス提供を行ってまいります。

2 親なき後を不安視される家族への相談・プログラムの充実

昨年度、家族からの相談や学習会への参加が増えてきたことにより、家族支援の必要性がよりクローズアップされました。その中でも当事者である家族が1人で暮らしていかなければならない時の心配は尽きません。家族相談支援の質の向上及び学習会等のプログラムにおいて、そこに重点を置いた企画を家族会と連携しながら進めてまいります。

3 継続相談者、プログラム通所者の新たな選択肢の検討・構築

長年継続的に相談利用を続けている方、プログラムに継続的に参加利用されている方が、その力を発揮できる役割や居場所を検討し、センター内でもその力を生かせるような機会を考えてまいります。

4 新しい事業協力者の発掘

長きにわたり事業運営に協力いただいた方がその活動を終了されることもあり、新たに協力いただける方を福祉人材育成センターや法人内事業と連携し、利用者に新しい出会いの機会を提供できることを進めてまいります。

5 人事考課・育成と連動した職員のメンタルヘルスやモチベーションを保つための研修・取り組みの実施

相談者数や件数が年々増加する中、職員は時代に合わせた相談力・支援力が求められます。経験に応じた研修と人事育成について視覚化した体系を作りながらも、職員がさらにモチベーションを保ち続けられるような取り組みを進めてまいります。

II 事業計画

調布市から委託された精神保健福祉事業の運営計画です。

1 こころの相談事業

番号	事業名	財源			
		自主	補助	委託	事業
1	調布市こころの健康支援センター	他		市	○

調布市民を対象に、精神障がい者や発達障がい者の福祉及び市民の精神保健福祉に関する相談を受け付けます。

目標と方針

- こころの健康に関する幅広い年齢層の複合的な相談をお受けし、特性に配慮した視覚的かつ見通しがつきやすい支援を心掛けます。また、支援を必要としている本人に寄り添いながら医療や福祉につなげる役割を果たします。
- 家族の本人への関わり方、将来の不安等、親亡き後の不安を解消出来るよう、家族相談支援の質の向上を目指します。
- 定期的な研修及び精神科医などのスーパーバイズ等により、職員の専門性を向上するとともに、職員自身のメンタルヘルスに配慮しながら支援の充実に努めます。利用者に関わる際の不安な気持ちや意見を共有しあえる職場の風土を大切にすることで、より良い支援を目指します。

実施内容等

事業名	実施日（回数）	内容
精神保健福祉相談 ・ 個別支援	月～土曜日 8：30～17：30	精神保健福祉に関する相談及び精神障がい、発達障がいのある人等への面接相談、同行・訪問支援などの個別支援

事例検討会	年 12 回	嘱託医、保健所、東京都医学総合研究所、障害福祉課等の参加により利用者支援を検討
心理相談	年 6 回	臨床心理士による専門相談と心理検査、職員への指導助言
個別進行会議	月 4 回	利用者一人ひとりの支援状況を職員間で共有
スーパーバイズ	年 6 回	個別相談担当に向けた東京都医学総合研究所職員からの個別スーパーバイズの実施

2 生活訓練事業

番号	事業名	財源			
		自主	補助	委託	事業
2	生活訓練事業			市	○

精神障がい、発達障がいのある人を対象に、自立生活や就労を目標とする訓練を行います。

目標と方針

- 個別支援計画を作成し、自立や社会参加、就労など、本人の目標や目的にあったプログラムを選択利用できるように支援します。
- 集団参加に自信のない方に対する個別プログラムに取り組みます。
- 基本的な生活動作や外出する力をつけるために訪問支援を行います。
- 本人と定期的にモニタリング（振り返り）を行い、将来の目標を意識しながら次のステップに向けて準備をしていきます。

(1) グループワーク

5つのグループがあり、固定したメンバーで、自立と社会参加に必要な力をつける訓練を行います。

(2) 選択制プログラム

対人関係や生活技能など、自立と社会参加に必要な力をつけるため目的に応じて各種のプログラムを行います。

(3) 個別スペース

集団参加に自信のない方を対象に安心して利用できる訓練の場所を提供します。

(4) デイルーム利用

計画的なデイルーム利用により、仲間との交流、コミュニケーション力の向上、生活リズムの改善に役立てます。

(5) 合同プログラム

就労支援事業と合同で開催し、ビジネスで活用するパソコン教室や、就労準備プログラム等、就労に必要な力をつけるプログラムを実施します。

(6) 訪問支援

外出困難な方に限らず、通所可能な方も含め、それぞれのニーズに合わせた訪問支援を行います。

実施内容等

	実施日時等	内容
グループワーク	① ミント 火曜日 10:00~12:00 木曜日 10:00~12:00 ② タイム 水曜日 10:00~12:00 ③ ジャスミン 木曜日 10:00~12:00 ④ ラベンダー 火曜日 13:30~15:30 ⑤ ユーカリ 金曜日 13:30~15:30	スポーツ、レクリエーション、SST等のプログラムを通じたコミュニケーション訓練
選択制プログラム	年間を通じて計画的に実施	各回の申込みにより各種訓練を実施 ・SST、作業所見学等の自立と社会参加に必要な力をつける訓練 ・パソコン教室、手工芸、書道、うたごえ喫茶、アロマ、ヨーガ、卓球、ストレッチ体操等 ・ユースプログラム、ママカフェ等共通項を軸としたゆるやかな場 ・地域イベントへの参加
個別スペース	月～金曜日 9:00～16:30	個別スペースで、パソコン、切手仕分け作業等の個別作業で集中力や疲労度を把握する訓練
デイルームの利用	月～金曜日 9:00～16:30	コミュニケーション能力の向上、生活リズムの改善
合同プログラム	月～金曜日 9:00～16:30	ビジネスパソコン、就労準備プログラム等就労に必要な力をつける訓練
個別進行会議	月4回	受け入れや支援に関する検討会議

3 デイ事業

精神科等に通院していて、精神障がい、発達障がいがあり、主治医の意見書がとれる方を対象に、仲間との交流や生活リズムの改善等、生活を豊かにすることを目標に支援します。

デイ事業登録者は、選択制プログラム、合同プログラム、個別スペース、デイルームの利用が可能です。(P90 2生活訓練事業(2)～(5))

目標と方針

- ひきこもりがちな生活から外出する第一歩、生活リズムの改善、安心できる居場所等、一人ひとりのニーズとペースに合わせた支援を行います。
- 「子育て」(ママカフェ)や「若者」(ユースプログラム)等、共通項を軸としたゆるやかな場を提供します。

実施内容等

P91 の選択制プログラム、個別スペース、デイルームの利用、合同プログラム、個別進行会議と同様。

4 障害者就労支援事業 <<就労支援室ライズ>>

番号	事業名	財源			
		自主	補助	委託	事業
3	調布市こころの健康支援センター障害者就労支援事業			市	○

精神障がい、発達障がい、高次脳機能障がいのある方を対象に、主に障害者雇用での企業就労を支援します。また、障害者雇用をしたい企業への支援にも取り組みます。ハローワーク、職業訓練機関、福祉サービス事業所、医療機関等と連携します。

目標と方針

- 大学や専門学校、東京新卒応援ハローワーク等の関係機関と連携しながら、就労経験の少ない方への支援体制構築を目指します。
- 就労という切り口だけでなく、住まい・お金・体調・家族関係等、複合的な相談に対応できる支援の質の向上と連携力の強化を目指します。
- 相談者の高齢化に伴い、家族の形も変化しております。5年、10年後先を見据えた伴走型支援を目指します。
- 当事者の活躍の場となるような就労プログラムを検討していきます。
- 地域の中に、実習体験の場として活用できる社会資源はないか模索します。
- 多様な人材を受け入れる障害者雇用が進むためにも、企業支援について職員同士で学びあいます。

実施内容等

項目	対象者	実施日時／内容
①就労相談支援	主に市内在住の精神障がい・発達障がい・高次脳機能障がいのある方で、概ね18～65歳の精神科等に通院しており、就労を希	就労に関する相談、情報提供 ・自分に合った働き方や仕事に関する相談 ・訓練施設等の紹介・情報提供
②就労準備支援 面接		働くために必要な支援 ・就労に向けた自己理解の整理 ・障害特性の把握

	個別スペース の利用	望している方 雇用を検討している または雇用している 企業	月～金曜日 9:00～16:30 ・就労に向けた準備、自主ワーク ・利用日時は担当と調整
	就労準備 プログラム		年間を通じて計画的に実施 ・ハローワーク職員の話、企業見学会 ・就労中のメンバーの体験談 ・強み弱みを把握するためのディスカッション
③就職 活動支援			求職活動における支援 ・ハローワークと連携した求職活動及び同行支援 ・企業面接等への同行支援 ・応募書類作成の相談支援、模擬面接
④職場 定着支援	面接 職場訪問		就職後の職場定着支援、企業との連携・調整 ・定期面接による近況の聞き取り ・職場訪問による企業担当者との情報共有
	プログラム		・就労ミーティング 毎月おもに最終土曜日 14:00～16:00 情報や意見交換、外出企画、スポーツ、女子 会、クリスマス会、音楽鑑賞、ストレッチ体 操、勉強会等 ・就労 SST 年 6 回土曜日実施 14:00～16:00 職場におけるコミュニケーションプログラム
⑤生活支援			就職活動や就労継続のための生活支援 ・受診同行等を通じた体調管理 ・生活リズムの改善 ・金銭管理
⑥企業支援			企業からの雇用や定着に関する相談 ・仕事の切り出し ・障害特性の把握、対応の工夫
⑦連絡会の開催及び出席		職員	各会議ともに年数回実施 ・調布市障害者就労支援実務者会議（事務局） ・調布市高次脳機能障害者支援機関連絡会 ・障害者雇用連絡会議（ハローワーク主催） ・多摩地域障害者就労支援事業連絡会 （任意の会） ・東京都障害者就労支援関係機関意見交換会 （東京都主催） ・多摩職業リハビリテーションネットワーク 情報交換会

⑧職員研修		<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援、就労支援に関する各種研修 ・ハローワークとの勉強会（履歴書作成、面接対策、雇用保険、制度理解など） ・就労支援機関との合同勉強会
-------	--	--

5 発達障害者支援事業<ぼぼむ>

番号	事業名	財源			
		自主	補助	委託	事業
4	調布市こころの健康支援センター発達障害者支援事業			市	

発達障がいに関する相談、生活訓練やデイ事業、就労支援において、ご本人の特性に応じた対応を行います。

目標と方針

- 発達障がいがある方の特性を把握するために、行動観察を通じた正確なアセスメントを行います。必要に応じて心理検査も実施します。
- アセスメントに基づき、それぞれの特性に合わせた支援を行います。
- 特性やご本人のニーズに合わせた SST を実施し、対人関係の形成・維持につながるコミュニケーション方法を獲得することで、社会参加に自信を持つことができるよう支援します。
- 地域において、発達障がいの特性への合理的配慮、環境整備が進むよう普及啓発事業を実施します。
- ライフステージや生活の変化があるなかでも、切れ目のない支援ができるよう、各関係機関との連携を強化します。

実施内容等

名称	対象	実施日	内容
カモミールの会 (当事者茶話会)	発達障がいのある登録利用者	月1回	発達障がいのある利用者同士の情報交換・交流の場
SST テキストコース	発達障がいのある登録利用者	年3クール (1クール3回)	特性・ニーズにあわせたコミュニケーションの練習
発達障がい講演会	利用者、関係機関、市民	年1回	発達障がいへの理解を促進する

6 指定特定相談支援事業

番号	事業名	財源			
		自主	補助	委託	事業
5	指定特定相談支援事業	○			

精神障がい者（児）、発達障がい者（児）が地域で安心安全な、その人らしい生活を送るために適切なサービス利用ができるようにサービス等利用計画及び障害児支援利用計画を作成します。

目標と方針

- 障がい者（児）福祉サービスの利用に必要となる、サービス等利用計画及び障害児支援利用計画を作成するとともに、計画の進捗状況を確認するモニタリングを実施します。
- 丁寧なアセスメントとニーズの把握を行い、ご本人の持つ力を発揮しながら自立した生活を送れるよう支援します。
- サービス等調整会議の実施等によって、関係機関同士の連携を図ります。
- 既存の社会資源の活用だけでなく、新たな資源開発に努めます。
- 調布市主催「福祉サービスあり方検討会」や内部の事例検討会を通しスキル向上に努めます。
- 本人主体の質の高い支援が継続的に提供できる体制を整備します。

7 本人・家族支援

家族相談や学習会等家族への支援を充実するとともに、当事者同士が学びあい、支えあう関係作りを支援します。また、調布市精神障害者家族会「かささぎ会」への支援を行います。

目標と方針

- 利用者家族と調布市精神障害者家族会会員を対象に、定期的に学習会を開催し、医療や福祉制度のことや病気等に関する理解を深め、家族同士で情報交換できる機会を作ります。
- 利用者自身の体験談を発表することや、話しを聞く機会を設けます。
- 参加者に、どのようなテーマを取り上げてほしいかアンケートを実施し、参加者の興味・関心のあるテーマを取り上げていきます。
- 当事者自身が、体験談を伝えられる場や地域の交流の場に参加できるような機会を創出していきます。

実施内容等

名称	対象	実施日	内容
家族学習会	センター利用者の家族 調布市精神障害者家族会（かささぎ会）	年9回	医療や福祉の制度のことや病気、コミュニケーション等の学習会、当事者からの体験談報告、茶話会等の交

			流会
家族会との連携	調布市精神障害者家族会（かささぎ会）	年2～3回	・懇談会 ・学習会、情報誌の連携
当事者の活躍の場	センター利用者	年数回	・地域イベントへのボランティアや各種プログラムへの体験談

8 普及啓発事業

市民及び専門職に精神保健福祉の正しい知識や理解を深める機会を提供します。

目標と方針

- 精神障がい、発達障がいに関する情報提供、学習の機会を提供します。
- 広報誌「CoCo だより」では、読み手がより興味を持ちやすいプログラムの紹介に努め、事業協力者や当事者、家族会、ボランティア団体の活動紹介とともに、魅力的な紙面づくりを行います。
- ひきこもりがちな利用者、センターに来所ができない状態の方には、継続的に広報誌を郵送し、つながりを維持できるよう努めます。
- ホームページにアクセスする方が、必要な情報をより得やすいサイトになるよう更新を行います。
- オンラインツールを活用するなど、新型コロナウイルスの感染拡大防止に配慮した講演会を実施します。

実施内容等

	対象者	実施日時	内容
講演会の開催	市民・関係機関等	年4回	就労・病気等
『CoCo だより』の発行	利用者・関係機関及び市民	年6回 偶数月1日発行	約1600部発行 センターの活動紹介、地域資源の情報
ホームページによる情報提供	利用者・関係機関及び市民	随時	活動紹介、講演会案内等
作業所製品販売	市民	月～土曜日 9:00～17:00	調布市作業所等連絡会の菓子販売協力

9 地域との連携

市内の精神保健福祉関係機関や地域の市民団体と連携し、地域に根ざした運営を行います。

目標と方針

- 調布地域精神保健福祉ネットワーク連絡会の事務局として、地域課題を共有し、各機関が連携して支援を行うための顔の見える関係づくりを進めます。連絡会は「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム（にも包括）」における協議の場としても位置付けられており、誰もが安心して暮らせる地域づくりを進めます。
- 布田地区小地域交流事業と共催で、施設の地域開放、近隣住民との交流のために、「調布市こころの健康支援センター地域のつどい」を開催します。
- 地域行事に協力や、「調布市こころの健康支援センター地域のつどい」などを通して、センターに対する理解を広げるとともに、利用者の地域行事への参加機会を増やします。
- 講演会の開催や事業へのボランティア参加を通じて、精神保健福祉への理解を促進します。
- ボランティアや当事者の参加により運営されている、社会福祉協議会「ひだまりサロン事業」に協力します。
- 事業報告書等を関係機関に配布し、センター事業の役割・効果について周知を図ります。

実施内容等

名称	対象者	実施日	内容
調布地域精神保健福祉ネットワーク連絡会事務局	精神保健福祉及び発達障がい関係機関	世話人会年4回 連絡会年4回	関係機関の学習会及び情報交換、地域課題の抽出、共有（事務局）
地域のつどい・布田わくわくひろばまつり 歌声ひろば 布田小梅まつり（小地域交流事業共催）	地域住民・利用者・ボランティア	行事：年3回 会議：年6回	地域住民、学校との交流、利用者も参加した活動機会の提供、センター事業の普及啓発
布田小地区ハッピータウン協議会（地区協議会）	地域住民	行事：適宜 会議：年6回	運営委員として参加
自治会事業への協力	地域住民	年1回	自治会秋祭り休憩場所提供
サロン「木洩れ陽」	精神障がいのある人・近隣住民	月2回	ボランティアと昼食を食べながら交流
サロン「CoCo オアシス」	精神障がいのある人・近隣住民	月1回	ボランティアとお茶やお菓子で交流
団体室の貸出	市内精神保健福祉機関・隣接自治会	日曜・祝祭日・年末年始を除いた日 9:00～21:00	利用団体の活動に関する会場提供

10 運営管理業務

(1) 調布市こころの健康支援センター運営委員会

- 事業の円滑な運営、実施について協議するとともに、新たな課題を検討します。

(2) 苦情・相談窓口

- 法人の定める要綱に従い、サービス利用に関する苦情受付担当者と苦情解決責任者を定め迅速な対応を心掛けます。

(3) 危機管理体制の整備

- 利用者の安心安全を守るように、事故の未然防止と的確な緊急対応に努めます。

(4) 職員の資質の向上

- 精神保健福祉、発達障がい、ひきこもり支援に関する専門性を向上するための研修及び法内施設を運営していく上で必要な全体研修を実施してまいります。
- 精神科医師、保健師、臨床心理士、作業療法士の指導助言により専門性を向上します。

(5) 事業・建物管理

- 障害福祉課、健康推進課、公益社団法人シルバー人材センター等、関係機関と連携して、円滑な運営に努めます。

実施内容等

事業名	対象者	実施日	内容
運営委員会の開催	運営委員	年3回開催	事業運営についての協議、意見交換
避難訓練の実施	センター利用者・職員	年4回実施	利用者も参加して避難訓練の実施